

平成25年 栃木の労働環境事情

平成25年労働環境等調査結果報告

栃木県産業労働観光部労働政策課

目 次

I 調 査 要 領

1	調査目的	1
2	調査基準日	1
3	調査期間	1
4	調査対象事業所	1
5	集計事業所数	1～2
6	調査方法	3
7	調査項目	3
8	集計方法	3
9	調査結果利用上の注意	3～4

II 調 査 結 果

1	就業形態別雇用状況	5～6
2	育児休業制度の整備状況及び利用状況	7
3	育児休業制度の利用期間	8～9
4	育児休業制度の導入及び運用における課題	10
5	育児に関する支援制度の状況	11
6	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の認知状況	12
7	労働時間等の労使の話合いの機会の設置状況	13
8	週労働時間 60 時間以上の労働者の状況	14
9	短時間正社員制度の認知状況	15
10	短時間正社員制度の有無及び活用状況	16
11	年次有給休暇制度の整備状況及び取得状況	17～18
12	心の健康対策の取組状況	19
13	高齢者雇用確保措置の実施状況	20
14	継続雇用制度の利用状況	21
15	高齢従業員への増加への対応	22
16	高齢者雇用における課題	23
17	事業所等が活用したいデータ	24

III	調 査 票	25～28
-----	-------	-------

IV 参 考 資 料

1	平成 25 年春季賃上げ要求・妥結状況・・・・・・・・・・・・・・・・	29
2	平成 25 年夏季一時金要求・妥結状況・・・・・・・・・・・・・・・・	30
3	平成 25 年年末一時金要求・妥結状況・・・・・・・・・・・・・・・・	31

I 調 査 要 領

平成 25 年

労働環境等調査結果

栃木県産業労働観光部労働政策課

平成 26 年 3 月まとめ

調査要領

1 調査目的

県内の事業所に雇用される常用労働者（①期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者、又は②臨時又は日雇労働者で、調査日前の2ヶ月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者）の労働環境等の実態を明らかにし、労働行政推進上の基礎資料とするとともに、企業における労働条件の改善及び労使関係の安定に資することを目的とする。

2 調査基準日 平成 25 年 9 月 30 日

3 調査期間 平成 25 年 10 月 1 日～31 日

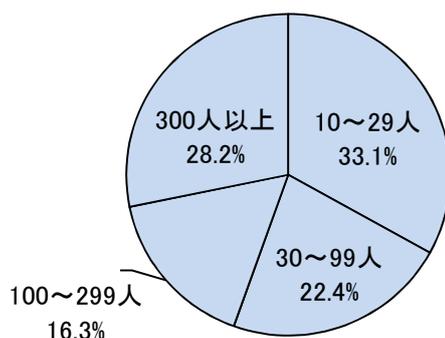
4 調査対象事業所

主たる事業が日本標準産業分類（第 12 回改訂：平成 19 年 11 月）に基づく 13 産業分類【①建設業、②製造業、③情報通信業、④運輸業、郵便業、⑤卸売業、小売業、⑥金融業、保険業、⑦不動産業、物品賃貸業、⑧学術研究、専門・技術サービス業、⑨宿泊業、飲食サービス業、⑩生活関連サービス業、娯楽業、⑪教育、学習支援業、⑫医療、福祉、⑬サービス業（他に分類されないもの）】に属する常用労働者 10 名以上の県内の 2,000 事業所

5 集計事業所数 950 事業所（回収：1,098 事業所／回収率 54.9%）

調査対象 2,000 事業所のうち、1,098 事業所から回答があり、このうち回答時に常用労働者が 10 人未満の事業所等を除いて、有効回答数 950 事業所（有効回答率 47.5%）について集計を行った。

集計対象事業所の企業規模別・産業分類別の内訳は、次のとおりである。

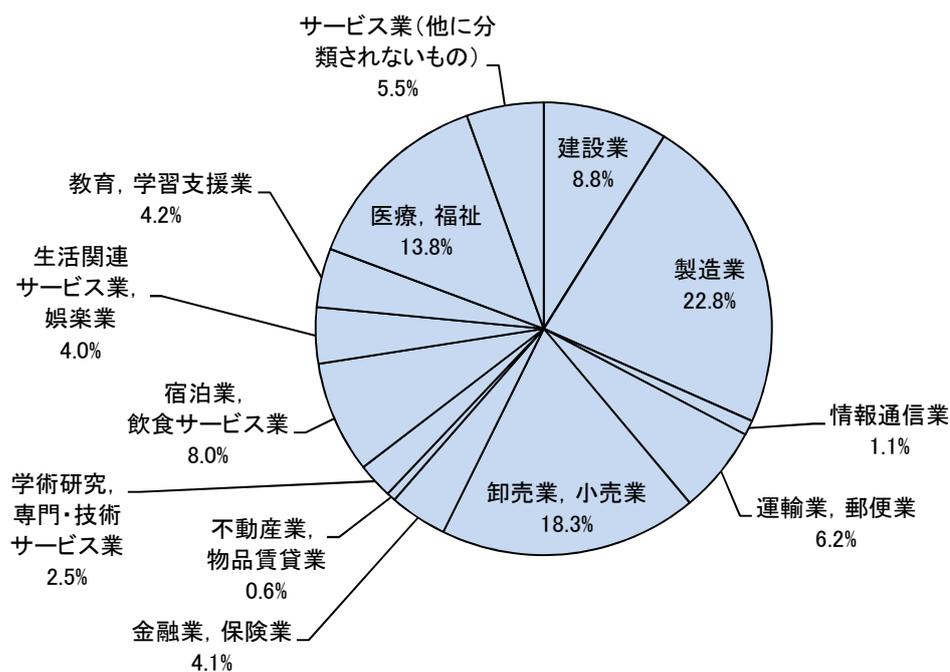


企業規模別集計事業所の割合

(事業所)

区 分	10～29 人	30～99 人	100～299 人	300 人以上	合 計
建設業	52	19	5	8	84
製造業	61	67	39	50	217
情報通信業	1	2	3	4	10
運輸業, 郵便業	18	11	7	23	59
卸売業, 小売業	56	37	27	54	174
金融業, 保険業	2	0	3	34	39
不動産業, 物品賃貸業	0	1	1	4	6
学術研究, 専門・技術サービス業	14	4	2	4	24
宿泊業, 飲食サービス業	23	9	11	33	76
生活関連サービス業, 娯楽業	11	9	8	10	38
教育, 学習支援業	16	11	7	6	40
医療, 福祉	46	34	31	20	131
サービス業(他に分類されないもの)	14	9	11	18	52
(集計対象事業所) 小 計	314	213	155	268	950
集計対象外					148
合 計					1,098

※ 集計対象外・・・回答時に常用労働者が10人未満の事業所等



産業分類別集計事業所の割合

6 調査方法 郵送による通信調査、自計申告方式

7 調査項目 調査項目は、以下のとおりである。

- (1) 事業所の現況
 - ア 事業所の名称、所在地、本社等・単独事業所・支社・営業所等の別
 - イ 企業全体・事業所の総常用労働者数
 - ウ 主な産業分類
- (2) 事業所の労働者数
 - ア 事業所の就業形態別労働者数の男女別
- (3) 育児のための両立支援制度の取組状況
 - ア 育児休業制度の整備状況及び利用状況
 - イ 育児休業制度利用者の利用期間
 - ウ 育児休業制度の導入及び運用における課題
 - エ 育児に関する支援制度の状況
- (4) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の取組状況
 - ア 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の認知状況
 - イ 労働時間等の労使の話合いの機会の設置状況
 - ウ 週労働時間60時間以上の労働者の状況
 - エ 短時間正社員制度の認知状況
 - オ 短時間正社員制度の有無及び活用状況
 - カ 年次有給休暇制度の整備状況及び取得状況
 - キ 心の健康対策の取組状況
- (5) 高年齢者の継続雇用の取組状況
 - ア 高年齢者雇用確保措置の実施状況
 - イ 継続雇用制度の利用状況
 - ウ 高年齢従業員の増加への対応
 - エ 高年齢者雇用における課題
- (6) その他(アンケート) 事業所等が活用したいデータ及び報告書配付希望の有無

8 集計方法 Excelによる単純算術平均とした。

9 調査結果利用上の注意

- (1) 記号の説明:「-」・・・皆無
- (2) 調査対象事業所の交替により、数値の時系列比較については整合しない場合がある。
- (3) 本文中各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して算出しているため、合計は必ずしも100.0%にならない。
- (4) 「複数回答」と表示した項目は、当調査項目について2つ以上の回答を認めたものであり、特に表示がない場合は「単数回答」(1つのみ回答を認めたもの)である。
- (5) 割合の分母は、当該設問の回答事業所数とする。

(6) 設問が「複数回答」の場合、当該設問の回答事業所数を母数として割合を算出したため、割合の合計は100.0%にならない。

II 調查結果

1 就業形態別雇用状況・・・「正社員」61.3%、「非正規社員」38.7%

就業形態別雇用状況をみると、全体では「正社員」61.3%（対前年比1.5ポイント減）、「非正規社員」38.7%（対前年比1.5ポイント増）となっている。

非正規社員の内訳では「短時間パート」が17.1%（対前年比1.2ポイント減）と最も高く、次いで「フルタイムパート」10.3%（対前年比2.1ポイント増）の順になっている。

「正社員」の割合は、男性が75.6%（対前年比1.4ポイント減）に対して、女性が40.6%（前年と同じ）となっている。

「非正規社員」の割合は、男性が24.4%（対前年比1.4ポイント増）に対して、女性が59.4%（前年と同じ）となっている。

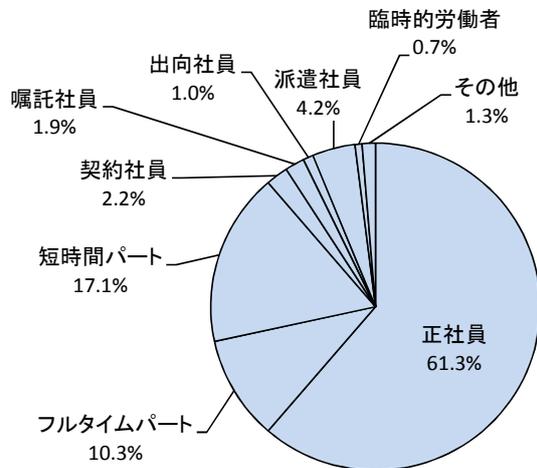
企業規模別にみると、「正社員」の割合が最も高いのは「30～99人」の62.8%、一方で「非正規社員」の割合が最も高いのは「100～299人」の40.7%となっている。

産業別にみると、「正社員」の割合が最も高いのは「建設業」の87.8%、一方で「非正規社員」の割合が最も高いのは「宿泊業、飲食サービス業」の75.4%となっている。

表 1-1 就業形態別雇用状況 【全体】

区分	集計事業所数	集計労働者数	正社員		非正規社員								
			人	%	フルタイムパート	短時間パート	契約社員	嘱託社員	出向社員	派遣社員	臨時的労働者	その他	
全体	950 (907)	51,818 (46,651)	61.3 (62.8)	38.7 (37.2)	10.3 (8.2)	17.1 (18.3)	2.2 (2.6)	1.9 (2.0)	1.0 (1.0)	4.2 (3.1)	0.7 (1.1)	1.3 (1.0)	
男性		30,696 (28,415)	75.6 (77.0)	24.4 (23.0)	5.9 (4.9)	6.1 (6.8)	2.3 (2.3)	2.7 (2.5)	1.2 (1.4)	4.3 (3.0)	0.5 (1.0)	1.5 (1.0)	
女性		21,122 (18,236)	40.6 (40.6)	59.4 (59.4)	16.7 (13.4)	33.0 (36.2)	2.0 (3.1)	0.8 (1.1)	0.9 (0.4)	4.1 (3.1)	1.0 (1.1)	1.0 (1.0)	
企業規模別	10～29人	314	5,489	59.8	40.2	9.4	26.3	0.7	1.5	0.4	0.4	0.9	0.6
	30～99人	213	8,462	62.8	37.2	10.3	19.7	2.1	2.1	0.5	1.3	0.7	0.5
	100～299人	155	9,266	59.3	40.7	12.6	16.4	3.4	2.0	1.4	4.0	0.3	0.5
	300人以上	268	28,601	61.9	38.1	9.7	14.7	2.1	2.0	1.2	5.8	0.7	1.9
産業別	建設業	84	2,207	87.8	12.2	4.0	1.6	1.6	2.9	0.4	0.6	0.6	0.4
	製造業	217	21,847	67.5	32.5	8.1	7.8	1.9	2.3	1.4	8.8	0.4	1.8
	情報通信業	10	375	79.5	20.5	6.4	9.3	0.5	0.5	0.0	2.9	0.8	0.0
	運輸業、郵便業	59	3,529	54.0	46.0	23.7	13.0	2.1	1.3	4.3	0.3	1.2	0.1
	卸売業、小売業	174	5,612	39.5	60.5	12.0	42.9	1.1	1.4	0.1	0.9	1.2	0.9
	金融業、保険業	39	3,369	79.4	20.6	2.8	11.6	0.4	1.8	0.1	0.4	0.0	3.5
	不動産業、物品賃貸業	6	128	53.1	46.9	5.5	10.2	23.4	0.0	0.0	7.8	0.0	0.0
	学術研究、専門・技術サービス業	24	650	67.7	32.3	9.8	6.0	4.0	3.8	0.6	0.8	7.1	0.2
	宿泊業、飲食サービス業	76	1,840	24.6	75.4	10.5	59.1	0.8	0.5	0.2	0.4	1.6	2.2
	生活関連サービス業、娯楽業	38	1,791	33.8	66.2	19.7	38.9	2.8	2.5	0.3	1.1	0.8	0.0
	教育、学習支援業	40	2,060	60.4	39.6	11.0	21.4	5.5	1.3	0.0	0.3	0.0	0.1
	医療、福祉	131	6,310	65.4	34.6	11.7	17.8	1.3	1.3	0.1	1.5	0.4	0.5
	サービス業(他に分類されないもの)	52	2,100	51.4	48.6	13.1	19.6	9.9	2.9	1.4	0.2	1.2	0.2

()は、平成24年同調査結果



就業形態別雇用状況【全体】

表 1-2 就業形態別雇用状況 【男性】

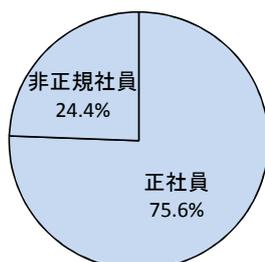
区 分	集計事業所数	集計労働者数	正社員	非正規社員									
				フルタイムパート	短時間パート	契約社員	嘱託社員	出向社員	派遣社員	臨時的労働者	その他		
全体 【男性】	950 (907)	30,696 (28,415)	75.6 (77.0)	24.4 (23.0)	5.9 (4.9)	6.1 (6.8)	2.3 (2.3)	2.7 (2.5)	1.2 (1.4)	4.3 (3.0)	0.5 (1.0)	1.5 (1.0)	
企業規模別	10～29人	314	2,905	75.7	24.3	6.7	12.5	0.6	2.2	0.7	0.2	1.1	0.4
	30～99人	213	4,842	75.2	24.8	7.7	9.0	2.4	2.5	0.8	1.2	0.5	0.7
	100～299人	155	5,097	74.9	25.1	6.5	5.7	3.8	2.7	1.8	3.8	0.3	0.5
	300人以上	268	17,852	75.9	24.1	5.2	4.3	2.1	2.8	1.2	6.0	0.4	2.1
産業別	建設業	84	1,871	89.6	10.4	3.5	0.4	1.1	3.4	0.4	0.5	0.7	0.4
	製造業	217	15,917	77.5	22.5	4.1	1.7	1.7	2.9	1.7	7.8	0.4	2.3
	情報通信業	10	255	89.8	10.2	6.7	1.2	0.8	0.8	0.0	0.8	0.0	0.0
	運輸業、郵便業	59	2,435	72.9	27.1	14.3	6.9	2.6	1.7	1.1	0.1	0.3	0.2
	卸売業、小売業	174	2,797	62.6	37.4	9.9	21.5	1.0	2.5	0.3	0.9	0.5	0.9
	金融業、保険業	39	1,779	94.2	5.8	0.7	0.3	0.2	3.2	0.3	0.0	0.0	1.2
	不動産業、物品賃貸業	6	93	55.9	44.1	2.2	1.1	31.2	0.0	0.0	9.7	0.0	0.0
	学術研究、専門・技術サービス業	24	445	76.0	24.0	7.9	5.8	2.2	4.3	0.9	0.0	2.9	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	76	655	46.1	53.9	8.2	39.2	0.8	1.1	0.5	0.9	1.4	1.8
	生活関連サービス業、娯楽業	38	724	51.2	48.8	16.6	22.9	3.5	4.1	0.6	1.1	0.0	0.0
	教育、学習支援業	40	996	68.5	31.5	8.0	16.0	5.3	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0
	医療、福祉	131	1,463	77.0	23.0	6.2	10.3	2.6	1.3	0.2	1.0	0.7	0.7
	サービス業(他に分類されないもの)	52	1,266	70.8	29.2	5.1	3.8	12.8	3.6	2.3	0.1	1.5	0.2

()は、平成24年同調査結果

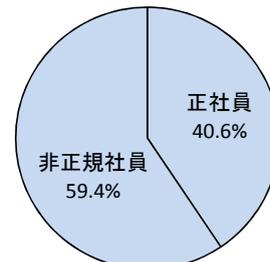
表 1-3 就業形態別雇用状況 【女性】

区 分	集計事業所数	集計労働者数	正社員	非正規社員									
				フルタイムパート	短時間パート	契約社員	嘱託社員	出向社員	派遣社員	臨時的労働者	その他		
全体 【女性】	950 (907)	21,122 (18,236)	40.6 (40.6)	59.4 (59.4)	16.7 (13.4)	33.0 (36.2)	2.0 (3.1)	0.8 (1.1)	0.9 (0.4)	4.1 (3.1)	1.0 (1.1)	1.0 (1.0)	
企業規模別	10～29人	314	2,584	42.0	58.0	12.5	41.8	0.7	0.7	0.1	0.6	0.8	0.9
	30～99人	213	3,620	46.2	53.8	13.8	34.1	1.7	1.5	0.1	1.5	0.9	0.2
	100～299人	155	4,169	40.3	59.7	20.1	29.5	2.9	1.1	1.0	4.3	0.4	0.5
	300人以上	268	10,749	38.6	61.4	17.3	31.9	2.0	0.5	1.2	5.6	1.3	1.5
産業別	建設業	84	336	77.7	22.3	6.8	8.3	4.8	0.6	0.3	1.5	0.0	0.0
	製造業	217	5,930	40.6	59.4	18.8	24.1	2.4	0.7	0.8	11.6	0.4	0.5
	情報通信業	10	120	57.5	42.5	5.8	26.7	0.0	0.0	0.0	7.5	2.5	0.0
	運輸業、郵便業	59	1,094	12.0	88.0	44.5	26.6	1.0	0.4	11.3	0.8	3.4	0.0
	卸売業、小売業	174	2,815	16.6	83.4	14.1	64.2	1.2	0.3	0.0	1.0	1.8	0.9
	金融業、保険業	39	1,590	62.8	37.2	5.1	24.2	0.7	0.3	0.0	0.8	0.0	6.1
	不動産業、物品賃貸業	6	35	45.7	54.3	14.3	34.3	2.9	0.0	0.0	2.9	0.0	0.0
	学術研究、専門・技術サービス業	24	205	49.8	50.2	14.1	6.3	7.8	2.9	0.0	2.4	16.1	0.5
	宿泊業、飲食サービス業	76	1,185	12.7	87.3	11.7	70.1	0.8	0.2	0.1	0.2	1.8	2.4
	生活関連サービス業、娯楽業	38	1,067	22.0	78.0	21.8	49.8	2.4	1.3	0.2	1.0	1.4	0.0
	教育、学習支援業	40	1,064	52.8	47.2	13.7	26.5	5.6	0.4	0.0	0.6	0.1	0.3
	医療、福祉	131	4,847	61.9	38.1	13.3	20.1	0.9	1.3	0.1	1.6	0.3	0.4
	サービス業(他に分類されないもの)	52	834	21.9	78.1	25.4	43.6	5.5	1.9	0.0	0.5	0.7	0.4

()は、平成24年同調査結果



就業形態別雇用状況 【男性】



就業形態別雇用状況 【女性】

2 育児休業制度の規定の有無及び利用状況・・・「規定がある」 83.5%

育児休業取得率 男性 1.9% 女性 88.9%

育児休業制度の状況は、全体では「規定がある」が83.5%となっている。また、育児休業を利用できる対象者のうち、「男性の取得率」は1.9%であり、「女性の取得率」は88.9%となっている。

育児休業を取得した者の性別割合でみると、「女性」が97.7%と圧倒的に多い。

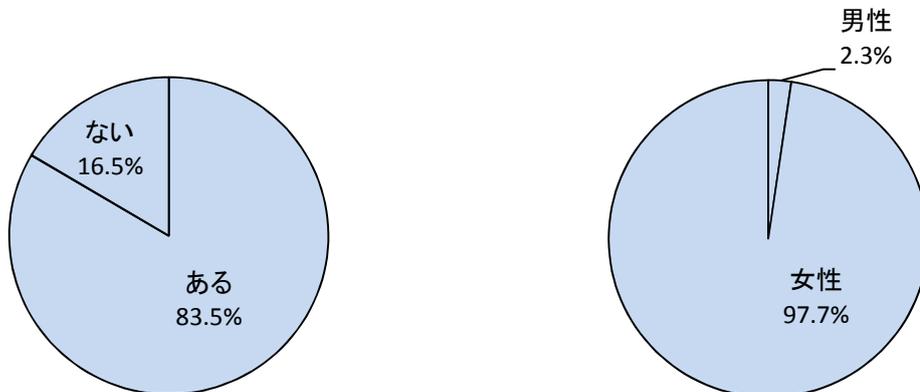
規定の有無を企業規模別にみると、「100～299人」が98.0%と最も高くなっている。

表2 育児休業制度の規定の有無及び制度利用者の状況

区分		育児休業制度の規定の有無		平成24年実績					
				利用対象となった人数		取得率		取得した者の性別割合	
				男性	女性	男性	女性	男性	女性
全体		83.5 (80.9)	16.5 (19.1)	646 (404)	578 (408)	1.9 (4.7)	88.9 (94.9)	2.3 (4.7)	97.7 (95.3)
企業規模別	10～29人	65.0	35.0	46	54	8.7	61.1	10.8	89.2
	30～99人	84.4	15.6	44	73	6.8	93.2	4.2	95.8
	100～299人	98.0	2.0	81	104	0.0	96.2	0.0	100.0
	300人以上	95.8	4.2	475	347	1.1	90.2	1.6	98.4
産業別	建設業	78.8	21.3	65	14	3.1	92.9	13.3	86.7
	製造業	84.8	15.2	373	131	1.3	94.7	3.9	96.1
	情報通信業	100.0	0.0	3	10	0.0	100.0	0.0	100.0
	運輸業、郵便業	83.1	16.9	26	1	3.8	100.0	50.0	50.0
	卸売業、小売業	79.4	20.6	51	115	0.0	75.7	0.0	100.0
	金融業、保険業	100.0	0.0	41	58	2.4	100.0	1.7	98.3
	不動産業、物品賃貸業	100.0	0.0	1	2	0.0	100.0	0.0	100.0
	学術研究、専門・技術サービス業	83.3	16.7	6	7	16.7	100.0	12.5	87.5
	宿泊業、飲食サービス業	66.2	33.8	10	11	0.0	27.3	0.0	100.0
	生活関連サービス業、娯楽業	84.2	15.8	1	10	0.0	100.0	0.0	100.0
	教育、学習支援業	79.5	20.5	8	47	0.0	68.1	0.0	100.0
	医療、福祉	93.1	6.9	39	158	5.1	96.8	1.3	98.7
	サービス業(他に分類されないもの)	86.0	14.0	22	14	0.0	100.0	0.0	100.0

()は、平成24年同調査結果

※「取得率」=利用者数計/利用対象となった人数計×100(%)



育児休業制度の規定の有無

取得した者の性別割合

3 育児休業制度の利用期間・・・「男性」 1ヶ月未満 63.6%

「女性」 6ヶ月以上～12ヶ月未満 47.7%

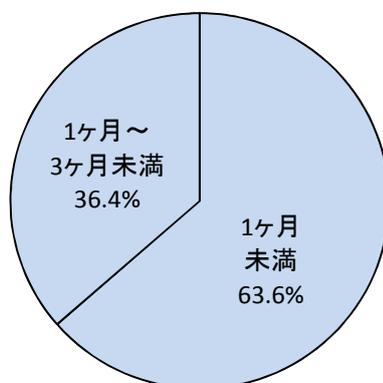
育児休業制度利用者の取得日数をみると、「男性」は「1ヶ月未満」が63.6%、次いで「1ヶ月～3ヶ月未満」が36.4%であり、調査対象となった利用者の全てが3ヶ月未満の利用となっている。

一方、「女性」は「6ヶ月以上～12ヶ月未満」が47.7%と最も多く、次いで「12ヶ月～14ヶ月未満」が29.5%となっており、8割以上の利用者が6ヶ月以上利用している。

表 3-1 育児休業制度の利用期間【男性】

区 分		利用者数	1ヶ月未満	1ヶ月～3ヶ月未満	3ヶ月～6ヶ月未満	6ヶ月～12ヶ月未満	12ヶ月～14ヶ月未満	14ヶ月以上
全 体		人 11 (21)	% 63.6 (85.7)	% 36.4 (9.5)	% 0.0 (0.0)	% 0.0 (0.0)	% 0.0 (4.8)	% 0.0 (0.0)
企業規模別	10～29人	3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	30～99人	3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	100～299人	0	—	—	—	—	—	—
	300人以上	5	20.0	80.0	0.0	0.0	0.0	0.0
産業別	建設業	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	製造業	5	40.0	60.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	0	—	—	—	—	—	—
	運輸業、郵便業	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	卸売業、小売業	0	—	—	—	—	—	—
	金融業、保険業	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	0	—	—	—	—	—	—
	学術研究、専門・技術サービス業	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	0	—	—	—	—	—	—
	生活関連サービス業、娯楽業	0	—	—	—	—	—	—
	教育、学習支援業	0	—	—	—	—	—	—
	医療、福祉	2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	サービス業(他に分類されないもの)	0	—	—	—	—	—	—

()は、平成24年同調査結果

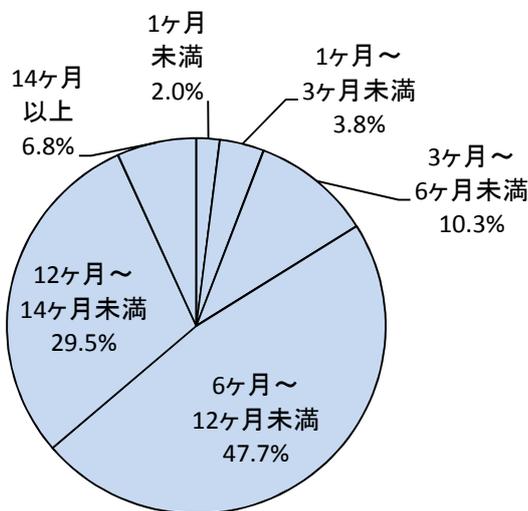


育児休業制度の取得日数内訳【男性】

表 3-2 育児休業制度の利用期間 【女性】

区分	利用者数	1ヶ月未満	1ヶ月～3ヶ月未満	3ヶ月～6ヶ月未満	6ヶ月～12ヶ月未満	12ヶ月～14ヶ月未満	14ヶ月以上
全体	人 556 (454)	% 2.0 (1.5)	% 3.8 (4.6)	% 10.3 (5.3)	% 47.7 (58.4)	% 29.5 (23.3)	% 6.8 (6.8)
企業規模別	10～29人	40	0.0	7.5	20.0	52.5	15.0
	30～99人	83	0.0	1.2	13.3	44.6	28.9
	100～299人	106	1.9	0.9	8.5	51.9	34.9
	300人以上	327	2.8	4.9	8.9	46.5	29.7
産業別	建設業	15	0.0	13.3	13.3	46.7	20.0
	製造業	136	0.0	4.4	12.5	55.1	14.0
	情報通信業	10	0.0	0.0	0.0	20.0	80.0
	運輸業、郵便業	2	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0
	卸売業、小売業	96	4.2	9.4	16.7	47.9	19.8
	金融業、保険業	59	0.0	0.0	0.0	15.3	78.0
	不動産業、物品賃貸業	2	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	学術研究、専門・技術サービス業	9	55.6	0.0	11.1	33.3	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	3	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	生活関連サービス業、娯楽業	14	0.0	0.0	14.3	21.4	50.0
	教育、学習支援業	32	3.1	0.0	12.5	68.8	15.6
	医療、福祉	163	0.6	2.5	8.0	52.8	33.7
サービス業(他に分類されないもの)	15	0.0	0.0	6.7	53.3	13.3	

()は、平成24年同調査結果



育児休業制度の取得日数内訳 【女性】

4 育児休業制度の導入及び運用における課題

…「代替要員の人材確保が難しい」78.6%

育児休業制度の導入及び運用における課題については、約8割の事業所が何らかの課題があると回答しており、課題の内容では「代替要員の確保が難しい」が78.6%と最も高く、次いで「休職者が復帰した際の代替要員の処遇が難しい」が36.1%となっている。

企業規模別にみると、いずれの規模でも「代替要員の確保が難しい」の割合が最も高く、次いで「休職者が復帰した際の代替要員の処遇が難しい」となっており、「利用者が少ない」「企業の経済的負担が大きい」については規模が小さくなるにつれて課題としてあげる割合が高くなっている。

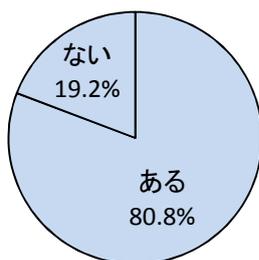
産業別にみても、課題の内容は「不動産業、物品賃貸業」を除き、「代替要員の確保が難しい」の割合が最も高いが、「建設業」、「運輸業、郵便業」では、次いで「利用者が少ない」の割合が高くなっている。

表4 育児休業制度の導入及び運用における課題

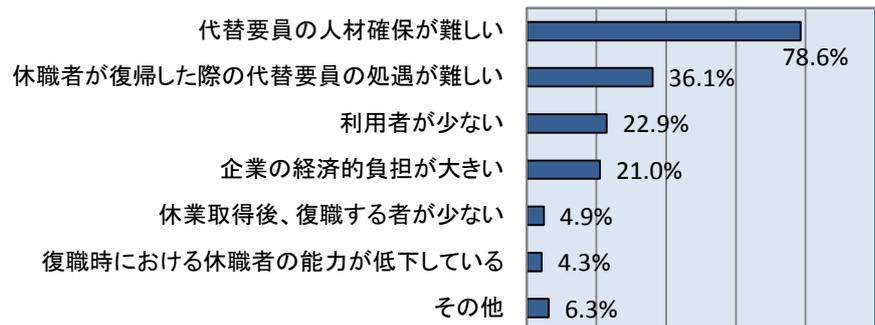
区分	育児休業制度の導入及び運用に課題がある								問題点はない	
	課題の内容【複数回答】									
	代替要員の 人材確保が 難しい	休職者が 復帰した 際の代替 要員の処 遇が難し い	利用者が 少ない	企業の経 済的負担 が大きい	休業取得 後、復職 する者が 少ない	復職時に おける休 職者の能 力が低下 している	その他			
全体	80.8 (81.5)	78.6 (73.8)	36.1 (38.5)	22.9 (28.3)	21.0 (22.9)	4.9 (5.4)	4.3 (6.6)	6.3 (3.3)	19.2 (18.5)	
企業規模別	10～29人	85.1	75.0	38.8	30.0	30.8	3.3	1.7	5.0	14.9
	30～99人	79.5	81.8	37.1	24.5	24.5	6.3	5.0	5.7	20.5
	100～299人	82.4	79.4	34.1	20.6	12.7	7.1	5.6	2.4	17.6
	300人以上	76.2	80.0	33.3	14.4	11.3	4.1	6.2	10.8	23.8
産業別	建設業	89.5	79.4	23.5	27.9	26.5	1.5	4.4	7.4	10.5
	製造業	80.2	71.7	34.3	21.7	19.3	1.8	5.4	13.3	19.8
	情報通信業	70.0	85.7	42.9	28.6	0.0	0.0	14.3	0.0	30.0
	運輸業、郵便業	71.7	71.1	26.3	44.7	23.7	2.6	7.9	10.5	28.3
	卸売業、小売業	83.9	77.8	39.3	27.4	25.2	8.1	3.7	5.9	16.1
	金融業、保険業	66.7	84.6	19.2	7.7	3.8	3.8	15.4	3.8	33.3
	不動産業、物品賃貸業	33.3	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7
	学術研究、専門・技術サービス業	81.8	77.8	38.9	27.8	22.2	0.0	0.0	5.6	18.2
	宿泊業、飲食サービス業	82.1	70.9	30.9	27.3	14.5	12.7	1.8	5.5	17.9
	生活関連サービス業、娯楽業	72.7	79.2	58.3	16.7	20.8	12.5	4.2	0.0	27.3
	教育、学習支援業	82.1	78.1	43.8	18.8	40.6	3.1	3.1	3.1	17.9
	医療、福祉	87.5	94.6	48.2	8.9	22.3	6.3	2.7	0.0	12.5
サービス業(他に分類されないもの)	74.0	78.4	27.0	27.0	5.4	0.0	0.0	0.0	26.0	

()は、平成24年同調査結果

※「課題の内容」の割合の分母＝当設問の「育児休業制度の導入及び運用に課題がある」の回答事業所数



育児休業制度の導入及び運用における課題の有無



育児休業制度の導入及び運用における課題の内容

5 育児に関する支援制度の状況・・・「支援制度がある」 71.2%

育児休業制度以外の育児に関する支援制度の状況は、「支援制度がある」が71.2%となっており、支援制度の種類の内訳をみると、「勤務時間短縮制度」が74.5%と最も高く、次いで「子の看護休暇制度」52.6%、「所定外労働の免除」51.1%となっている。

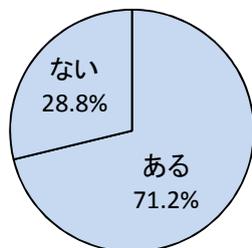
企業規模別でみると、企業規模が大きくなるほど育児に関する支援制度があり、「300人以上」は89.8%となっている。産業別でみると、「金融業、保険業」で「支援制度がある」が92.3%と最も高く、次いで「情報通信業」が90.0%となっている。

表5 育児に関する支援制度の状況

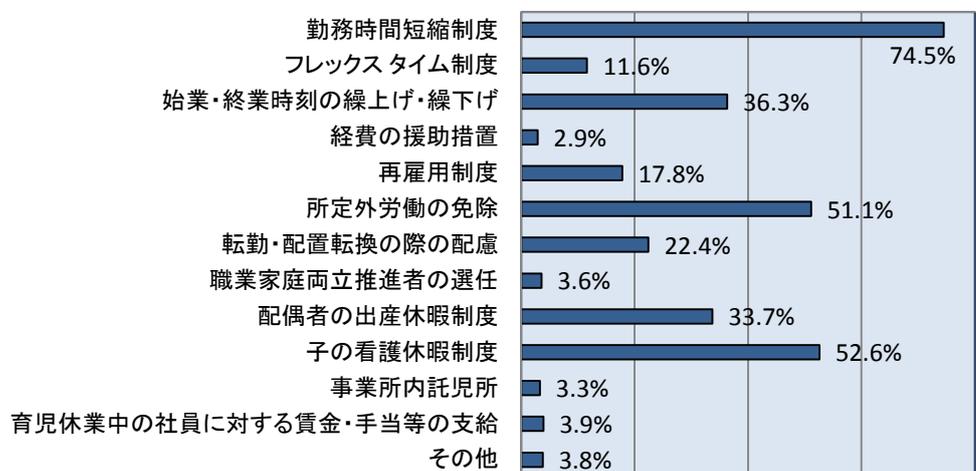
区分	育児に関する支援制度がある															制度はない
	支援制度の種類【複数回答】															
	勤務時間短縮制度	フレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	経費の援助措置	再雇用制度	所定外労働の免除	転勤・配置転換の際の配慮	職業家庭両立推進者の選任	配偶者の出産休暇制度	子の看護休暇制度	事業所内託児所	育児休業中の社員に対する賃金・手当等の支給	その他			
全体	71.2 (73.0)	74.5 (72.1)	11.6 (13.7)	36.3 (43.3)	2.9 (3.4)	17.8 (17.8)	51.1 (50.2)	22.4 (26.0)	3.6 (4.5)	33.7 (33.6)	52.6 (51.9)	3.3 (2.6)	3.9 (6.7)	3.8 (4.3)	28.8 (27.0)	
企業規模別	10～29人	48.9	64.6	10.0	30.8	3.1	16.9	33.8	7.7	2.3	25.4	40.8	2.3	6.2	5.4	51.1
	30～99人	66.7	68.3	9.5	34.9	3.2	20.6	49.2	18.3	2.4	27.8	43.7	0.0	1.6	6.3	33.3
	100～299人	84.6	77.8	4.8	31.0	0.8	9.5	61.9	23.8	7.9	33.3	61.1	4.0	4.8	3.2	15.4
	300人以上	89.8	81.7	17.4	43.0	3.9	21.3	56.1	32.2	2.6	41.7	59.6	5.2	3.5	1.7	10.2
産業別	建設業	56.6	76.7	7.0	27.9	0.0	20.9	41.9	7.0	4.7	39.5	48.8	0.0	4.7	2.3	43.4
	製造業	70.0	70.0	15.7	37.1	2.9	12.9	57.1	18.6	2.9	31.4	52.1	1.4	2.9	2.1	30.0
	情報通信業	90.0	88.9	11.1	44.4	0.0	11.1	55.6	11.1	0.0	55.6	66.7	11.1	0.0	11.1	10.0
	運輸業、郵便業	67.3	72.7	6.1	39.4	6.1	18.2	45.5	27.3	0.0	36.4	48.5	6.1	9.1	3.0	32.7
	卸売業、小売業	71.1	70.8	11.3	26.4	3.8	20.8	49.1	31.1	1.9	37.7	48.1	0.9	4.7	3.8	28.9
	金融業、保険業	92.3	83.3	22.2	38.9	5.6	25.0	58.3	41.7	5.6	44.4	69.4	0.0	5.6	5.6	7.7
	不動産業、物品賃貸業	66.7	100.0	0.0	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	0.0	50.0	75.0	0.0	0.0	0.0	33.3
	学術研究、専門・技術サービス業	54.5	91.7	0.0	33.3	8.3	8.3	66.7	16.7	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	45.5
	宿泊業、飲食サービス業	63.3	78.9	13.2	42.1	5.3	21.1	47.4	47.4	10.5	21.1	42.1	2.6	2.6	0.0	36.7
	生活関連サービス業、娯楽業	80.0	71.4	14.3	53.6	0.0	14.3	46.4	14.3	0.0	28.6	46.4	0.0	3.6	3.6	20.0
	教育、学習支援業	81.1	63.3	16.7	33.3	3.3	23.3	46.7	3.3	3.3	16.7	46.7	10.0	3.3	3.3	18.9
	医療、福祉	78.0	81.8	4.0	37.4	2.0	19.2	48.5	18.2	5.1	32.3	52.5	9.1	4.0	5.1	22.0
	サービス業(他に分類されないもの)	68.0	67.6	14.7	44.1	0.0	11.8	55.9	20.6	5.9	38.2	70.6	2.9	2.9	11.8	32.0

()は、平成24年同調査結果

※「支援制度の種類」の割合の分母＝当設問「育児に関する支援制度がある」の回答事業所数



育児に関する支援制度の有無



育児に関する支援制度の種類

6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の認知状況・・・

「言葉も内容も知っている」45.8%

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)についての認知状況をみると、「言葉も内容も知っている」が45.8%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」37.6%となっている。

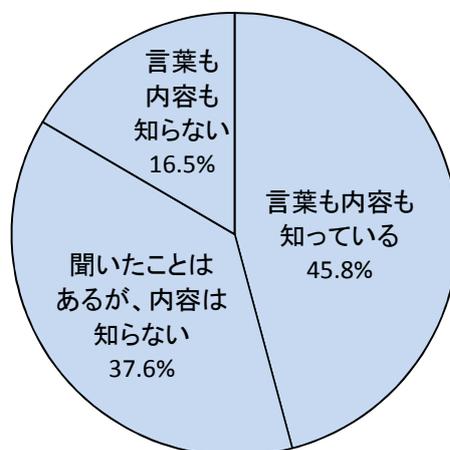
企業規模別にみると、企業規模が大きくなるほど認知度が高くなり、「300人以上」は「言葉も内容も知っている」が67.5%となっている。

産業別にみると、「言葉も内容も知っている」は「金融業、保険業」が81.6%と最も高く、次いで「情報通信業」が60.0%となっている。

表6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の認知状況

区分		言葉も内容も知っている	聞いたことはあるが、内容は知らない	言葉も内容も知らない
全体		45.8 (45.8)	37.6 (38.6)	16.5 (15.6)
企業規模別	10～29人	29.8	42.1	28.2
	30～99人	39.0	42.9	18.1
	100～299人	50.0	40.3	9.7
	300人以上	67.5	26.8	5.7
産業別	建設業	30.1	42.2	27.7
	製造業	41.9	41.4	16.7
	情報通信業	60.0	30.0	10.0
	運輸業、郵便業	52.5	35.6	11.9
	卸売業、小売業	48.5	36.7	14.8
	金融業、保険業	81.6	15.8	2.6
	不動産業、物品賃貸業	50.0	33.3	16.7
	学術研究、専門・技術サービス業	50.0	41.7	8.3
	宿泊業、飲食サービス業	45.3	26.7	28.0
	生活関連サービス業、娯楽業	43.2	45.9	10.8
	教育、学習支援業	45.0	27.5	27.5
	医療、福祉	43.8	42.3	13.8
	サービス業(他に分類されないもの)	48.1	42.3	9.6

()は、平成24年同調査結果



仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の認知状況

7 労働時間等の課題について労使間の話し合いの機会の設置状況

…「話し合いの機会を設けている」50.1%

労働時間等(長時間労働の削減、労働時間の短縮等)の課題についての労使間の話し合いの機会についてみると、「話し合いの機会を設けている」が50.1%と最も高く、次いで「話し合いの機会はないが、今後要望があった場合には対応する」が31.0%となっている。

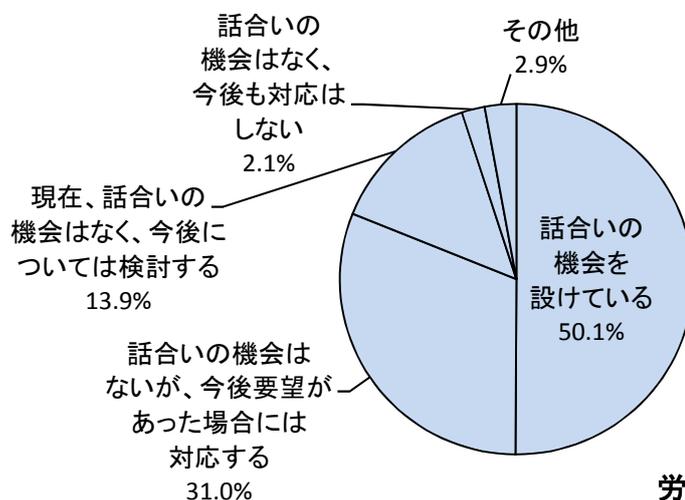
企業規模別でみると、「話し合いの機会を設けている」については、「300人以上」では73.4%となっている一方、「10～29人」では38.5%となっている。

産業別でみると、「話し合いの機会を設けている」において、「金融業、保険業」が87.2%と最も高く、次いで「情報通信業」が70.0%となっている。

表7 労働時間等の課題について労使間の話し合いの機会の設置状況

区分		話し合いの機会を設けている	話し合いの機会はないが、今後要望があった場合には対応する	現在、話し合いの機会はなく、今後については検討する	話し合いの機会はなく、今後も対応はしない	その他
全体		50.1 (51.6)	31.0 (30.5)	13.9 (12.1)	2.1 (3.0)	2.9 (2.8)
企業規模別	10～29人	38.5	38.1	16.7	3.5	3.2
	30～99人	40.5	39.5	14.3	2.9	2.9
	100～299人	47.1	32.9	16.1	1.3	2.6
	300人以上	73.4	14.4	9.1	0.4	2.7
産業別	建設業	37.3	39.8	16.9	3.6	2.4
	製造業	49.8	32.1	10.7	2.8	4.7
	情報通信業	70.0	20.0	10.0	0.0	0.0
	運輸業、郵便業	66.7	22.8	10.5	0.0	0.0
	卸売業、小売業	49.4	26.7	19.8	1.7	2.3
	金融業、保険業	87.2	2.6	10.3	0.0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	33.3	0.0	50.0	16.7	0.0
	学術研究、専門・技術サービス業	50.0	33.3	4.2	8.3	4.2
	宿泊業、飲食サービス業	51.3	31.6	14.5	1.3	1.3
	生活関連サービス業、娯楽業	36.8	34.2	21.1	0.0	7.9
	教育、学習支援業	51.3	33.3	7.7	5.1	2.6
	医療、福祉	46.2	36.9	13.1	1.5	2.3
	サービス業(他に分類されないもの)	43.1	41.2	11.8	0.0	3.9

()は、平成24年同調査結果



労働時間等の課題について
労使間の話し合いの機会の設置状況

8 週労働時間60時間以上の労働者の状況・・・「労働者数」1.3%

雇用形態別割合 「正社員」92.5% 「非正規社員」7.5%

平成25年9月給与締め日前1週間の労働時間について、週労働時間60時間以上の労働者がいた事業所は9.9%であり、9割の事業所で週労働時間60時間以上の労働者がいない。

週労働時間60時間以上の労働者数の割合は1.3%であり、雇用形態別割合でみると「正社員」が92.5%、「非正規社員」が7.5%となっている。

週労働時間60時間以上の労働者がいた事業所について企業規模別にみると、「100～299人」が14.9%と最も高く、次いで「30～99人」が10.8%となっている。

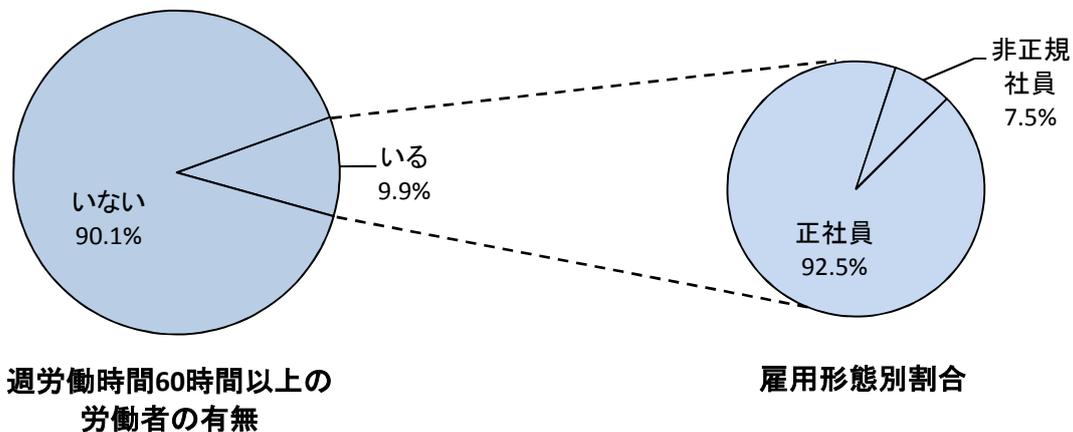
産業別にみると「運輸業、郵便業」が28.8%と最も高く、次いで「製造業」が17.2%となっている。

表 8 週労働時間60時間以上の労働者の状況

区 分		週労働時間60時間以上の労働者の有無		週労働時間60時間以上の労働者数		
		いる	いない	雇用形態別割合		
				正社員	非正規社員	
		%	%	%	%	
全 体		9.9 (9.2)	90.1 (90.8)	1.3 (1.4)	92.5 (78.5)	7.5 (21.5)
企業規模別	10～29人	8.0	92.0	2.4	91.5	8.5
	30～99人	10.8	89.2	2.5	97.2	2.8
	100～299人	14.9	85.1	1.9	92.6	7.4
	300人以上	8.4	91.6	0.5	86.7	13.3
産業別	建設業	4.9	95.1	1.2	96.3	3.7
	製造業	17.2	82.8	1.4	90.8	9.2
	情報通信業	10.0	90.0	1.3	100.0	0.0
	運輸業、郵便業	28.8	71.2	6.3	96.8	3.2
	卸売業、小売業	4.1	95.9	0.7	100.0	0.0
	金融業、保険業	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	学術研究、専門・技術サービス業	16.7	83.3	1.5	100.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	15.8	84.2	1.7	65.6	34.4
	生活関連サービス業、娯楽業	2.6	97.4	0.1	50.0	50.0
	教育、学習支援業	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	医療、福祉	3.1	96.9	0.2	100.0	0.0
	サービス業(他に分類されないもの)	11.5	88.5	1.4	90.0	10.0

()は、平成24年同調査結果

※「労働者数」の割合の分母＝当調査の「就業形態別集計労働者数」から



9 短時間正社員制度の認知状況…「言葉も内容も知っている」40.2%

短時間正社員制度についての認知状況を見ると、「言葉も内容も知っている」が40.2%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」が35.1%となっている。

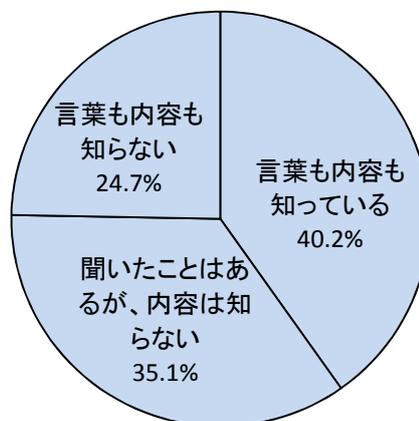
企業規模別にみると、「言葉も内容も知っている」は「300人以上」で54.3%と5割を超える一方、「10～29人」では27.0%にとどまっている。

産業別にみると、「言葉も内容も知っている」は「情報通信業」が70.0%と最も高く、次いで「金融業、保険業」が53.8%となっている。

表9 短時間正社員制度の認知状況

区分		言葉も内容も知っている	聞いたことはあるが、内容は知らない	言葉も内容も知らない
全体		40.2 (39.4)	35.1 (33.0)	24.7 (27.6)
企業規模別	10～29人	27.0	37.0	36.0
	30～99人	40.0	37.6	22.4
	100～299人	42.6	40.6	16.8
	300人以上	54.3	27.7	18.0
産業別	建設業	25.6	43.9	30.5
	製造業	36.4	35.0	28.6
	情報通信業	70.0	10.0	20.0
	運輸業、郵便業	45.8	35.6	18.6
	卸売業、小売業	39.9	37.0	23.1
	金融業、保険業	53.8	30.8	15.4
	不動産業、物品賃貸業	50.0	33.3	16.7
	学術研究、専門・技術サービス業	43.5	30.4	26.1
	宿泊業、飲食サービス業	34.2	27.6	38.2
	生活関連サービス業、娯楽業	29.7	48.6	21.6
	教育、学習支援業	43.6	30.8	25.6
	医療、福祉	50.8	33.1	16.2
	サービス業(他に分類されないもの)	42.3	34.6	23.1

()は、平成24年同調査結果



短時間正社員制度の認知状況

10 短時間正社員制度の有無及び活用状況・・・「制度がある」8.3%

H24年実績 「短時間正社員人数」 104人

短時間正社員制度の導入状況は、「制度がある」が8.3%となっており、一般的に制度は導入されていない。

短時間正社員制度がある事業所の活用方法をみると、「正社員から短時間正社員に一時的に移行する」が71.8%と最も高く、次いで「正社員から短時間正社員に恒常的に移行する」「パートから短時間正社員に恒常的に移行する」が12.8%となっている。

企業規模別でみると、「300人以上」で「制度がある」が14.7%と最も高くなっている。

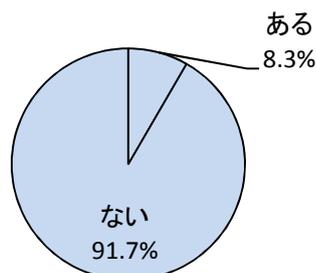
なお、平成24年の制度の活用実績をみると、短時間正社員の人数は全体で104人であり、企業規模別では「300人以上」が47人と最も多く、産業別では「医療、福祉」が26人と最も多くなっている。

表 10 短時間正社員制度の有無及び活用状況

区分	短時間正社員制度がある					H24年実績	短時間正社員制度がない	
	活用方法 【複数回答】				その他			
	正社員から短時間正社員に一時的に移行する	正社員から短時間正社員に恒常的に移行する	パートから短時間正社員に恒常的に移行する	その他				
全体	8.3 (9.4)	71.8 (72.3)	12.8 (16.9)	12.8 (8.4)	6.4 (8.4)	104 (84)	91.7 (90.6)	
企業規模別	10～29人	4.5	42.9	21.4	14.3	7.1	20	95.5
	30～99人	4.3	66.7	22.2	33.3	22.2	10	95.7
	100～299人	10.5	81.3	6.3	6.3	6.3	27	89.5
	300人以上	14.7	79.5	10.3	10.3	2.6	47	85.3
産業別	建設業	2.4	50.0	0.0	0.0	0.0	0	97.6
	製造業	6.1	76.9	0.0	7.7	7.7	21	93.9
	情報通信業	50.0	80.0	40.0	0.0	0.0	12	50.0
	運輸業、郵便業	17.5	40.0	30.0	10.0	20.0	13	82.5
	卸売業、小売業	4.1	57.1	28.6	42.9	14.3	17	95.9
	金融業、保険業	12.8	100.0	0.0	0.0	0.0	3	87.2
	不動産業、物品賃貸業	16.7	100.0	0.0	0.0	0.0	0	83.3
	学術研究、専門・技術サービス業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	100.0
	宿泊業、飲食サービス業	7.9	66.7	0.0	16.7	0.0	6	92.1
	生活関連サービス業、娯楽業	2.7	100.0	0.0	0.0	0.0	0	97.3
	教育、学習支援業	12.5	80.0	20.0	20.0	0.0	3	87.5
	医療、福祉	16.2	81.0	9.5	9.5	4.8	26	83.8
	サービス業(他に分類されないもの)	3.8	50.0	0.0	50.0	0.0	3	96.2

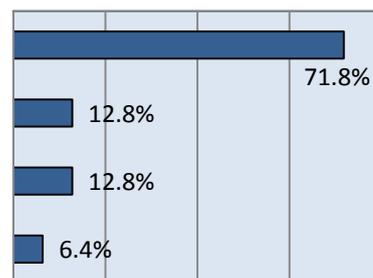
()は、平成24年同調査結果

※「活用方法」の割合の分母＝当設問の「短時間正社員制度がある」の回答事業所数



短時間正社員制度の有無

正社員から短時間正社員に一時的に移行する
 正社員から短時間正社員に恒常的に移行する
 パートから短時間正社員に恒常的に移行する
 その他



短時間正社員制度の活用方法

11 年次有給休暇の取得状況・・・「取得率」49.0%

年次有給休暇に関する就業規則の整備状況をみると、正社員について規定がある事業所は95.2%、非正規社員について規定がある事業所は80.3%となっている。

企業規模別にみると、「正社員」「非正規社員」ともに「10～29人」で「規定あり」の割合が最も低くなっている。

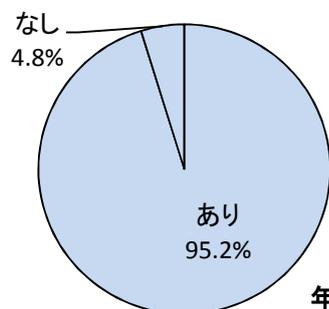
産業別にみると、正社員の場合「規定あり」の割合が最も低い「宿泊業、飲食サービス業」でも87.3%と9割弱に達しているのに対し、非正規社員の場合「規定なし」の割合が「建設業」37.8%、「教育、学習支援業」35.9%と高くなっている。

また、平成24年1年間に付与された年次有給休暇日数(繰越分を除く。)は、一人当たり平均14.9日、そのうち労働者が取得した日数は平均8.0日で、取得率は49.0%となっている。

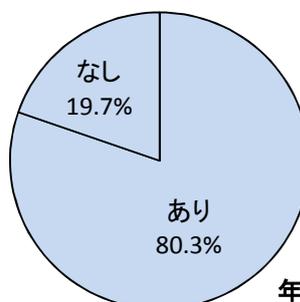
表 11-1 年次有給休暇制度の規定の有無

区 分		正社員		非正規社員	
		規定あり	規定なし	規定あり	規定なし
全 体		95.2 (91.7)	4.8 (8.3)	80.3 (73.1)	19.7 (26.9)
企 業 規 模 別	10～29人	86.8	13.2	59.1	40.9
	30～99人	97.6	2.4	81.1	18.9
	100～299人	100.0	0.0	87.1	12.9
	300人以上	100.0	0.0	94.3	5.7
産 業 別	建設業	91.6	8.4	62.2	37.8
	製造業	95.8	4.2	81.1	18.9
	情報通信業	100.0	0.0	100.0	0.0
	運輸業、郵便業	98.2	1.8	97.1	2.9
	卸売業、小売業	93.2	6.8	80.3	19.7
	金融業、保険業	100.0	0.0	100.0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	100.0	0.0	100.0	0.0
	学術研究、専門・技術サービス業	95.8	4.2	68.8	31.3
	宿泊業、飲食サービス業	87.3	12.7	66.2	33.8
	生活関連サービス業、娯楽業	94.6	5.4	80.6	19.4
	教育、学習支援業	92.3	7.7	64.1	35.9
	医療、福祉	100.0	0.0	87.6	12.4
	サービス業(他に分類されないもの)	98.0	2.0	81.4	18.6

()は、平成24年同調査結果



年次有給休暇制度の規定の有無【正社員】



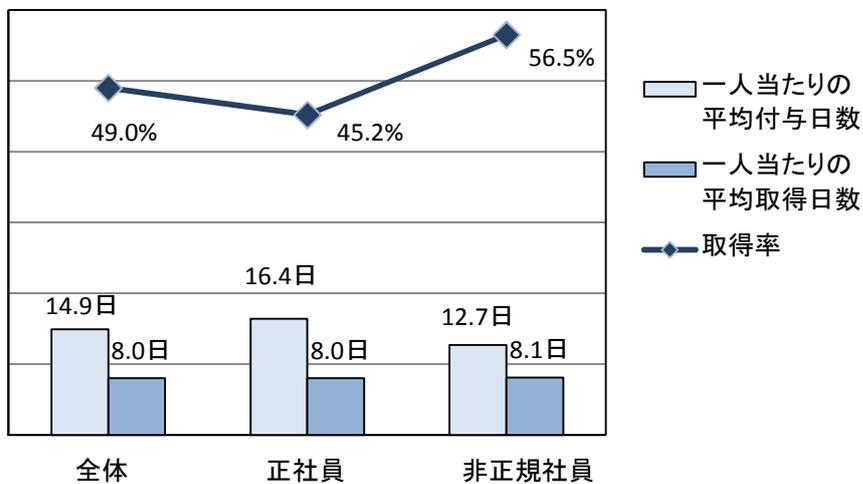
年次有給休暇制度の規定の有無【非正規社員】

表 11-2 年次有給休暇の付与及び取得状況

	一人当たりの 平均付与日数	一人当たりの 平均取得日数	取得率
全体	日 14.9	日 8.0	% 49.0
正社員	16.4 (16.3)	8.0 (7.7)	45.2 (47.4)
非正規社員	12.7 (13.1)	8.1 (7.7)	56.5 (58.5)

()は、平成24年同調査結果

※「取得率」=取得日数計／付与日数計×100(%)



年次有給休暇の付与及び取得状況

12 心の健康対策の取組状況・・・「取り組んでいる」78.9%

心の健康対策(メンタルヘルスケア)に取り組んでいる事業所は78.9%となっており、取組内容では「定期健康診断における問診」が76.5%と最も高く、次いで「相談(カウンセリング)の実施」が34.9%となっている。

企業規模別にみると、企業規模が大きくなるほど取り組んでいる事業所の割合が高くなり、「300人以上」では92.1%となっている。

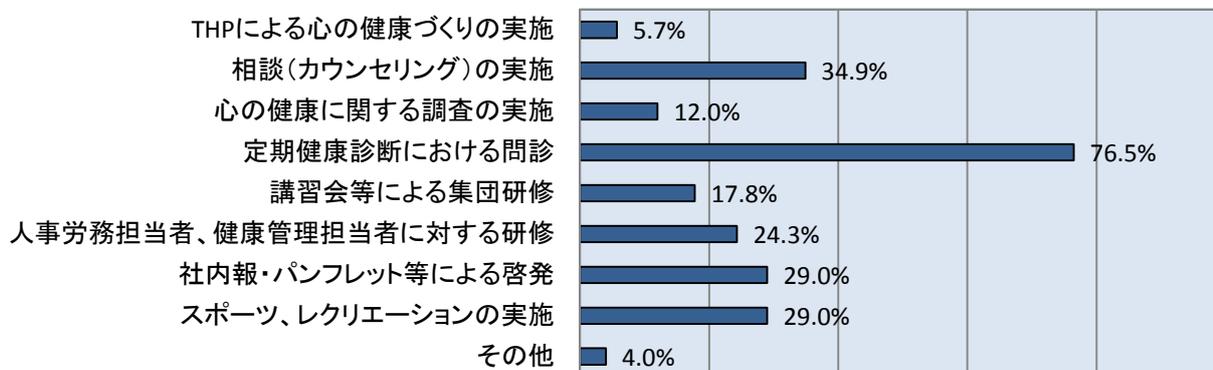
産業別にみると、「金融業、保険業」が100.0%と最も高く、次いで「運輸業、郵便業」が93.2%となっている。

表 12 心の健康対策取組みの有無及び取組内容別事業所割合

区 分		心の健康対策(メンタルヘルスケア)に取り組んでいる										特に実施していない
		取組内容【複数回答】										
		THPによる心の健康づくりの実施	相談(カウンセリング)の実施	心の健康に関する調査の実施	定期健康診断における問診	講習会等による集団研修	人事労務担当者、健康管理担当者に対する研修	社内報・パンフレット等による啓発	スポーツ、レクリエーションの実施	その他		
全 体		78.9 (81.3)	5.7 (4.9)	34.9 (33.4)	12.0 (11.6)	76.5 (80.2)	17.8 (16.4)	24.3 (22.7)	29.0 (34.1)	29.0 (29.0)	4.0 (5.0)	21.1 (18.7)
企業規模別	10～29人	64.7	0.5	12.5	2.0	77.0	7.5	5.5	12.0	24.5	3.0	35.3
	30～99人	77.3	1.8	25.2	4.3	82.2	9.2	16.0	13.5	24.5	4.9	22.7
	100～299人	86.5	3.7	29.9	13.4	74.6	17.2	29.1	29.9	38.1	3.7	13.5
	300人以上	92.1	13.5	62.4	24.5	73.5	32.2	42.4	52.7	30.6	4.5	7.9
産業別	建設業	81.0	7.4	16.2	2.9	85.3	16.2	11.8	23.5	23.5	4.4	19.0
	製造業	77.7	9.6	38.3	19.2	82.6	21.6	27.5	24.6	29.9	2.4	22.3
	情報通信業	90.0	0.0	44.4	33.3	100.0	44.4	11.1	55.6	11.1	0.0	10.0
	運輸業、郵便業	93.2	7.3	38.2	10.9	85.5	10.9	27.3	45.5	21.8	5.5	6.8
	卸売業、小売業	74.6	0.8	27.8	12.7	69.0	9.5	21.4	33.3	34.9	5.6	25.4
	金融業、保険業	100.0	25.6	82.1	28.2	71.8	51.3	59.0	64.1	38.5	2.6	0.0
	不動産業、物品賃貸業	66.7	0.0	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	75.0	0.0	0.0	33.3
	学術研究、専門・技術サービス業	82.6	0.0	31.6	5.3	100.0	31.6	31.6	15.8	42.1	5.3	17.4
	宿泊業、飲食サービス業	67.1	0.0	45.1	3.9	74.5	13.7	17.6	23.5	23.5	0.0	32.9
	生活関連サービス業、娯楽業	78.9	3.3	16.7	0.0	83.3	10.0	13.3	26.7	33.3	0.0	21.1
	教育、学習支援業	75.0	3.3	43.3	3.3	66.7	6.7	23.3	16.7	36.7	6.7	25.0
	医療、福祉	77.9	1.0	25.5	7.8	63.7	15.7	22.5	16.7	27.5	4.9	22.1
	サービス業(他に分類されないもの)	82.4	7.1	35.7	11.9	76.2	16.7	26.2	31.0	19.0	9.5	17.6

()は、平成24年同調査結果

※「取組内容」の割合の分母＝当設問の「心の健康対策(メンタルヘルスケア)に取り組んでいる」の回答事業所数



心の健康対策(メンタルヘルスケア)の取組内容

13 高齢者雇用確保措置の実施状況・・・「実施している」90.1%

高齢者雇用確保措置を実施している事業所は90.1%と約9割の事業所で実施しており、実施内容では「継続雇用制度の導入」が89.9%と最も高くなっている。

企業規模別にみると、「10～29人」で80.5%と実施している割合が低い。実施内容では「継続雇用制度の導入」が企業規模が大きくなるにつれて実施している割合が高くなるのに対し、「定年の引上げ」「定年の定め廃止」は企業規模が小さくなるにつれて実施している割合が高くなる。

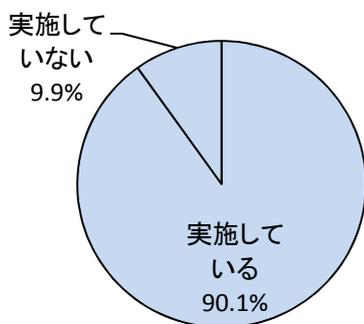
産業別にみると、「教育、学習支援業」71.8%、「宿泊業、飲食サービス業」76.0%と実施している割合が低くなっている。

表 13 高齢者雇用確保措置の実施状況

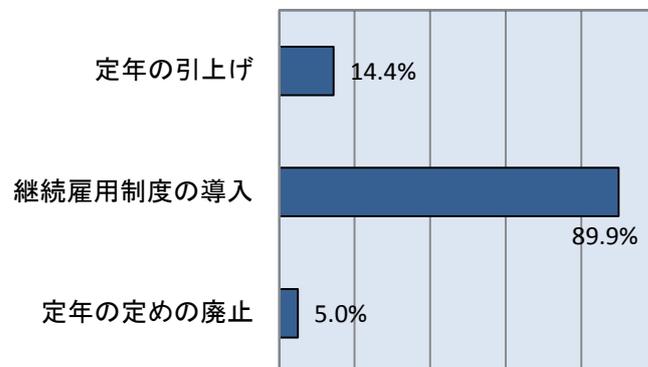
区 分	高齢者雇用確保措置を実施している				実施して いない	
	実施内容【複数回答】					
	定年の引上 げ	継続雇用制 度の導入	定年の定め の廃止			
全 体	90.1	14.4	89.9	5.0	9.9	
企 業 規 模 別	10～29人	80.5	20.2	81.4	11.7	19.5
	30～99人	94.2	17.9	90.8	4.1	5.8
	100～299人	96.8	12.0	92.0	2.0	3.2
	300人以上	94.3	7.2	96.4	0.8	5.7
産 業 別	建設業	92.7	15.8	92.1	5.3	7.3
	製造業	96.3	9.6	93.8	3.3	3.7
	情報通信業	90.0	11.1	88.9	0.0	10.0
	運輸業、郵便業	98.3	25.9	84.5	3.4	1.7
	卸売業、小売業	85.6	10.5	90.9	7.0	14.4
	金融業、保険業	97.4	5.4	97.3	0.0	2.6
	不動産業、物品賃貸業	100.0	16.7	83.3	0.0	0.0
	学術研究、専門・技術サービス業	87.0	5.0	95.0	0.0	13.0
	宿泊業、飲食サービス業	76.0	28.1	70.2	14.0	24.0
	生活関連サービス業、娯楽業	92.1	20.0	85.7	8.6	7.9
	教育、学習支援業	71.8	10.7	92.9	7.1	28.2
	医療、福祉	89.1	21.1	90.4	3.5	10.9
	サービス業(他に分類されないもの)	96.2	8.0	90.0	4.0	3.8

()は、平成24年同調査結果

※「実施内容」の割合の分母＝当設問の「高齢者雇用確保措置を実施している」の回答事業所数



高齢者雇用
確保措置の実施状況



高齢者雇用確保措置の実施内容

14 継続雇用制度の利用状況・・・「継続雇用者」78.2%

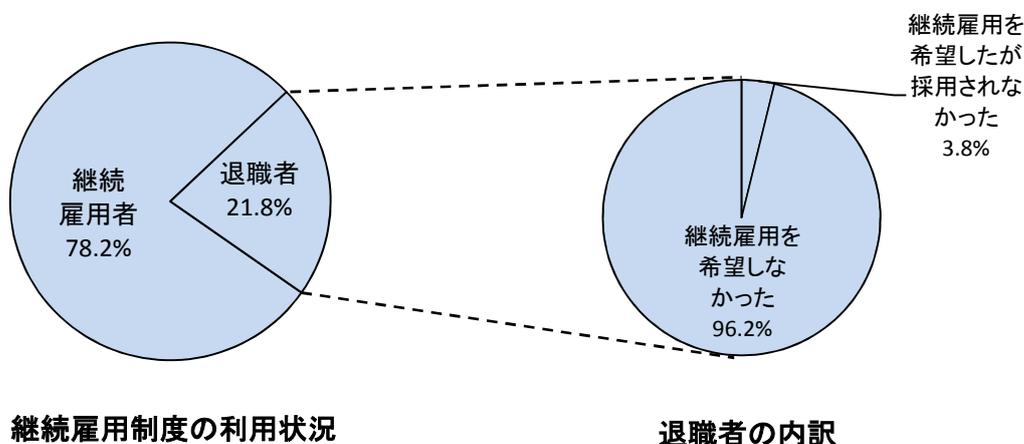
継続雇用制度を導入している事業所における定年到達者のうち、定年後も引き続き雇用された「継続雇用者」は78.2%となっており、「退職者」21.8%のうち継続雇用を希望したが採用されなかった割合は3.8%となっている。

企業規模別にみると、企業規模が大きくなるほど退職者の割合が高くなっている。

産業別にみると、「医療、福祉」で退職者のうち継続雇用を希望したが採用されなかった割合が35.3%と高くなっている。

表 14 継続雇用制度の利用状況

区 分		定年 到達者	継続 雇用者	退職者	継続雇用を 希望したが 採用されな かった	継続雇用を 希望しなかつ た
全 体		人 1,086	% 78.2	% 21.8	% 3.8	% 96.2
企業 規模 別	10～29人	205	97.6	2.4	0.0	100.0
	30～99人	207	90.8	9.2	0.0	100.0
	100～299人	179	83.8	16.2	0.0	100.0
	300人以上	495	62.8	37.2	4.9	95.1
産 業 別	建設業	82	91.5	8.5	0.0	100.0
	製造業	462	68.0	32.0	1.4	98.6
	情報通信業	20	80.0	20.0	0.0	100.0
	運輸業、郵便業	103	91.3	8.7	0.0	100.0
	卸売業、小売業	130	78.5	21.5	0.0	100.0
	金融業、保険業	32	87.5	12.5	0.0	100.0
	不動産業、物品賃貸業	1	0.0	100.0	0.0	100.0
	学術研究、専門・技術サービス業	16	93.8	6.3	0.0	100.0
	宿泊業、飲食サービス業	20	90.0	10.0	0.0	100.0
	生活関連サービス業、娯楽業	34	85.3	14.7	0.0	100.0
	教育、学習支援業	16	87.5	12.5	0.0	100.0
	医療、福祉	115	85.2	14.8	35.3	64.7
	サービス業(他に分類されないもの)	55	83.6	16.4	11.1	88.9



15 高齢従業員の増加への対応

…「60歳以降の従業員の賃金体系の見直し」61.5%

改正高齢者雇用安定法の施行等に伴い想定される高齢従業員増加への対応については、84.7%の事業所で何らかの対応を実施すると回答しており、対応の内容は「60歳以降の従業員の賃金体系の見直し」が61.5%と最も高く、次いで「60歳以降の従業員の労働条件の見直し」が45.4%となっている。

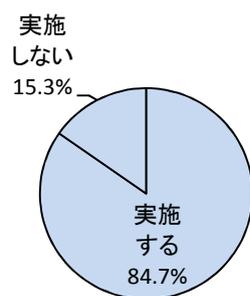
企業規模別にみると、「10～29人」を除き9割弱の事業所で対応を実施としている。対応の内容については、いずれの規模でも「60歳以降の従業員の賃金体系の見直し」が最も高く、次いで「60歳以降の従業員の労働条件の見直し」となっているが、「300人以上」において「60歳以降の従業員が担当する仕事の確保」が42.4%とその他の規模より割合が高くなっている。

産業別にみると、産業によって全体の傾向とは異なる場合があり、「金融業、保険業」においては「60歳以降の従業員が担当する仕事の確保」を、「宿泊業、飲食サービス業」においては「60歳以降の従業員の労働条件の見直し」を実施する割合が最も高くなっている。

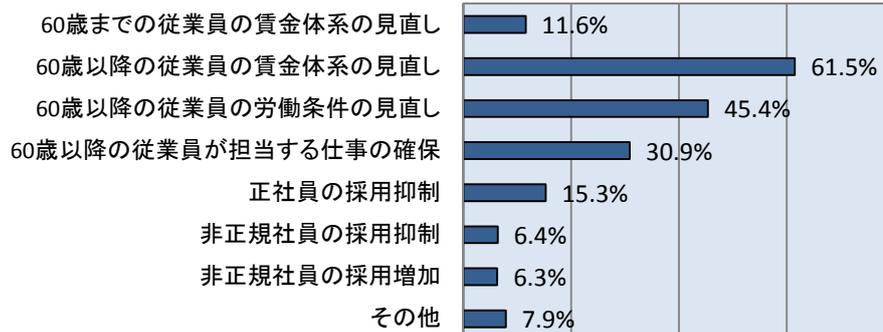
表 15 高齢従業員増加への対応

区分	高齢従業員増加への対応を実施する										実施しない
	対応の内容【複数回答】									%	
	60歳までの従業員の賃金体系の見直し	60歳以降の従業員の賃金体系の見直し	60歳以降の従業員の労働条件の見直し	60歳以降の従業員が担当する仕事の確保	正社員の採用抑制	非正規社員の採用抑制	非正規社員の採用増加	その他			
全体	84.7	11.6	61.5	45.4	30.9	15.3	6.4	6.3	7.9	15.3	
企業規模別	10～29人	78.7	8.6	60.9	49.4	25.3	11.2	3.0	8.6	7.7	21.3
	30～99人	87.8	8.3	71.1	43.9	25.0	20.6	6.1	5.0	5.0	12.2
	100～299人	87.6	11.2	57.5	44.0	29.9	12.7	3.7	3.0	9.7	12.4
	300人以上	87.5	18.0	56.7	43.3	42.4	17.1	12.0	6.9	9.2	12.5
産業別	建設業	89.0	12.3	69.9	43.8	23.3	12.3	2.7	1.4	6.8	11.0
	製造業	86.0	9.8	68.5	42.9	31.5	19.6	10.3	4.9	4.3	14.0
	情報通信業	100.0	12.5	25.0	25.0	25.0	12.5	0.0	0.0	37.5	0.0
	運輸業、郵便業	85.7	12.5	56.3	50.0	39.6	14.6	2.1	2.1	10.4	14.3
	卸売業、小売業	84.2	9.8	62.4	57.1	37.6	7.5	4.5	6.8	7.5	15.8
	金融業、保険業	97.2	25.7	48.6	31.4	57.1	37.1	14.3	5.7	5.7	2.8
	不動産業、物品賃貸業	66.7	0.0	25.0	25.0	0.0	25.0	25.0	0.0	50.0	33.3
	学術研究、専門・技術サービス業	100.0	22.7	63.6	45.5	27.3	9.1	0.0	4.5	18.2	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	72.9	9.8	51.0	52.9	27.5	9.8	3.9	13.7	3.9	27.1
	生活関連サービス業、娯楽業	88.9	9.4	59.4	46.9	28.1	21.9	9.4	3.1	9.4	11.1
	教育、学習支援業	71.8	21.4	64.3	32.1	21.4	14.3	3.6	7.1	17.9	28.2
	医療、福祉	83.2	7.7	57.7	41.3	21.2	19.2	4.8	13.5	8.7	16.8
サービス業(他に分類されないもの)	84.0	14.3	61.9	42.9	31.0	4.8	9.5	2.4	4.8	16.0	

※「対応の内容」の割合の分母＝当設問の「高齢従業員増加への対応を実施する」の回答事業所数



高齢従業員増加への対応



高齢従業員増加への対応内容

16 高齢者雇用における課題

…「能力や体力に個人差が大きく、会社にとって雇用に伴うリスクが高い」51.6%

高齢者雇用における課題については、約8割の事業所で何らかの課題があると回答しており、課題の内容をみると、「能力や体力に個人差が大きく、会社にとって雇用に伴うリスクが高い」が51.6%と最も高く、次いで「若年者の採用を抑制せざるをえない」が37.0%となっている。

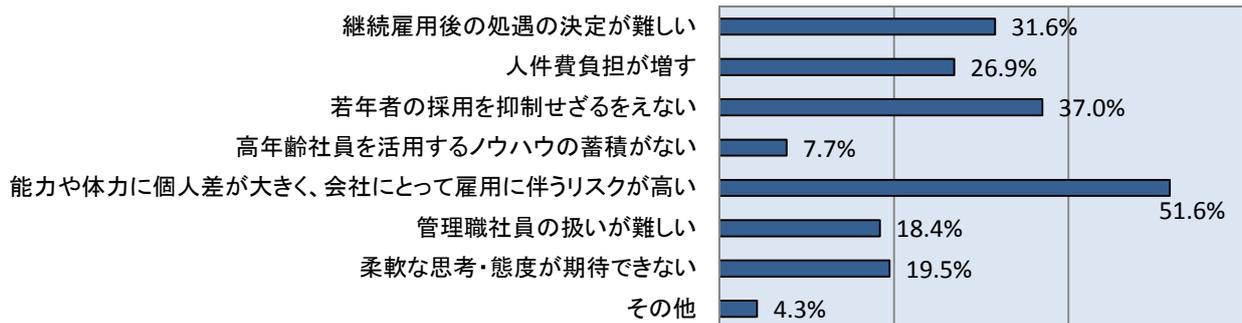
企業規模別にみると、課題の内容はいずれの規模でも「能力や体力に個人差が大きく、会社にとって雇用に伴うリスクが高い」が最も高くなっているが、「300人以上」においては次いで「継続雇用後の処遇の決定が難しい」が42.2%と高くなっている。

産業別にみると、産業によって全体の傾向とは異なる場合があり、「情報通信業」は「若年者の採用を抑制せざるをえない」が62.5%、「金融業、保険業」は「継続雇用後の処遇の決定が難しい」が74.1%、「不動産業、物品賃貸業」は「管理職社員の扱いが難しい」が60.0%と、課題としてあげた割合が高くなっている。

表 16 高齢者雇用における課題

区分	高齢者雇用における課題がある									問題点はない	
	課題の内容【複数回答】										
	継続雇用後の処遇の決定が難しい	人件費負担が増す	若年者の採用を抑制せざるをえない	高齢社員を活用するノウハウの蓄積がない	能力や体力に個人差が大きく、会社にとって雇用に伴うリスクが高い	管理職社員の扱いが難しい	柔軟な思考・態度が期待できない	その他			
全体	80.4	31.6	26.9	37.0	7.7	51.6	18.4	19.5	4.3	19.6	
企業規模別	10～29人	79.1	21.6	28.1	34.2	7.8	56.7	10.4	23.8	6.1	20.9
	30～99人	80.6	33.7	19.3	41.0	7.2	54.2	16.3	21.1	2.4	19.4
	100～299人	82.5	29.9	25.2	46.5	7.9	47.2	22.0	11.0	2.4	17.5
	300人以上	80.6	42.2	32.8	30.9	7.8	46.6	27.0	18.6	4.9	19.4
産業別	建設業	83.8	31.3	20.9	29.9	3.0	52.2	19.4	14.9	7.5	16.3
	製造業	79.4	31.2	30.0	43.5	10.6	44.7	18.2	14.7	4.7	20.6
	情報通信業	88.9	37.5	50.0	62.5	12.5	37.5	0.0	12.5	12.5	11.1
	運輸業、郵便業	71.9	19.5	12.2	26.8	7.3	73.2	12.2	17.1	7.3	28.1
	卸売業、小売業	87.6	30.5	29.8	29.1	8.5	52.5	19.1	27.7	3.5	12.4
	金融業、保険業	77.1	74.1	44.4	48.1	11.1	22.2	40.7	18.5	0.0	22.9
	不動産業、物品賃貸業	83.3	20.0	40.0	20.0	0.0	20.0	60.0	0.0	0.0	16.7
	学術研究、専門・技術サービス業	72.7	50.0	50.0	25.0	18.8	43.8	18.8	18.8	6.3	27.3
	宿泊業、飲食サービス業	79.2	19.3	15.8	31.6	1.8	66.7	10.5	24.6	7.0	20.8
	生活関連サービス業、娯楽業	78.4	31.0	27.6	37.9	3.4	44.8	13.8	31.0	0.0	21.6
	教育、学習支援業	81.1	23.3	33.3	43.3	0.0	60.0	10.0	13.3	3.3	18.9
医療、福祉	78.4	32.7	24.5	37.8	9.2	53.1	17.3	23.5	3.1	21.6	
サービス業(他に分類されないもの)	78.0	35.9	17.9	53.8	7.7	59.0	28.2	5.1	0.0	22.0	

※「課題の内容」の割合の分母＝当設問の「高齢者雇用における課題がある」の回答事業所数



高齢者雇用における課題

17 事業所等が活用したいデータ…「賃金」 57.6%

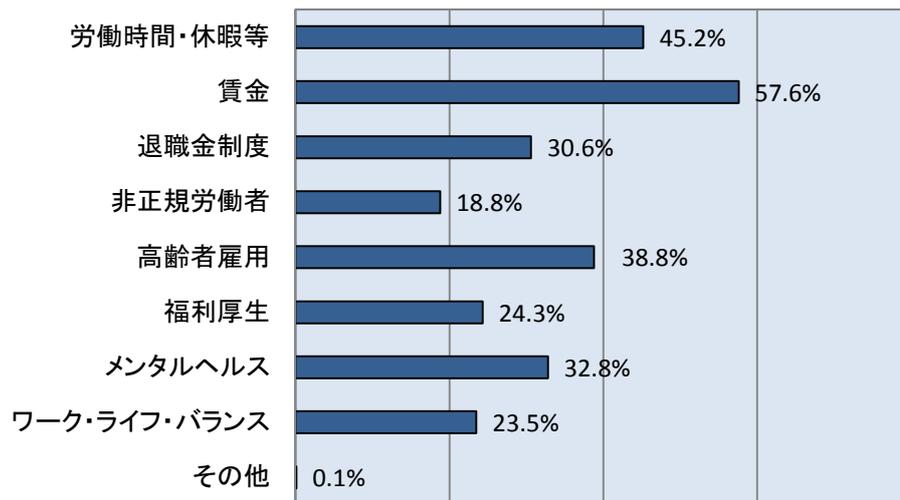
事業所において活用したいデータについてアンケートしたところ、「賃金」が57.6%と最も高く、次いで「労働時間・休暇等」45.2%、「高齢者雇用」38.8%の順になっている。

表 17 活用したいデータ

	活用したいデータがある										特になし
	活用したいデータの内容 【複数回答】										
	労働時間・休暇等	賃金	退職金制度	非正規労働者	高齢者雇用	福利厚生	メンタルヘルス	ワーク・ライフ・バランス	その他		
全体	66.7 (61.7)	45.2 (52.2)	57.6 (57.5)	30.6 (34.4)	18.8 (21.3)	38.8 (36.9)	24.3 (26.0)	32.8 (34.2)	23.5 (24.5)	0.1 (0.9)	33.3 (38.3)

()は、平成24年同調査結果

※「活用したいデータの内容」の割合の分母＝当設問「活用したいデータがある」の回答事業所数



活用したいデータの内容

Ⅲ 調 査 票

秘

労働環境等調査票

平成25年9月30日現在

栃木県産業労働観光部労働政策課

※労政事務所No.	1			
※整理番号	2	3	4	5

調査協力をお願い

- この調査票は、統計の目的以外には使用しませんので、調査内容が外部に漏れることはありません。
- この調査は、県内の企業に雇用される労働者の労働環境の実態を明らかにするために実施するものです。
- この調査は、すべて**平成25年9月30日現在の状況を記入し、10月31日までに**同封の返信用封筒にてご返送くださいますようお願いいたします。
- ※印のついている欄は、記入の必要はありません。
- 記入にあたり、疑問点がありましたら、下記の課所にお問い合わせください。

宇都宮労政事務所	TEL 028-626-3053	〒321-0974	宇都宮市竹林町1030-2
小山労政事務所	TEL 0285-22-4032	〒323-0811	小山市犬塚3-1-1
大田原労政事務所	TEL 0287-22-4158	〒324-0056	大田原市中央1-9-9
足利労政事務所	TEL 0284-41-1241	〒326-8555	足利市伊勢町4-19
栃木県産業労働観光部労働政策課	TEL 028-623-3218	〒320-8501	宇都宮市塙田1-1-20

1. 事業所の現況

記入者の所属部課・氏名	TEL	(内線)	→必ず記載してください。										
(1) 事業所名	1. 本社等・単独事業所 2. 支社・営業所等												
(2) 事業所所在地	〒 -												
(3) 企業全体の総常用労働者数	人												
(4) 事業所の総常用労働者数	→10人未満の場合、P4の設問6へお進みください。												
(5) 主要な産業 (売上高の1番多いものに○してください)	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13
	建設業	製造業	情報通信業	運輸業郵便業	卸売業小売業	金融業保険業	不動産業物品賃貸業	学術研究専門・技術サービス業	宿泊業飲食サービス業	生活関連サービス業娯楽業	教育学習支援業	医療福祉	サービス業(他に分類されないもの)

- (1) 本社・支社等の別について該当する番号を○で囲んでください。
- (3) 貴社全体(県内外の本・支店等を含む)の常用労働者数を記入してください。
※「常用労働者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。
 - ① 期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者
 - ② 臨時又は日雇労働者で、調査日前の2ヶ月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者
- (4) 貴事業所の常用労働者数を記入してください。

2. 事業所の労働者数

貴事業所の就業形態別労働者数を男女別に記入してください。※人数については、企業全体ではなく貴事業所単位でお答えください。(以下の設問も同様です)

就業形態	この調査における定義	男	女	
正社員	雇用している労働者で雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者や他企業への出向者等を除いた者	人	人	
非正規社員	フルタイムパート	正社員以外の労働者で、1日及び1週間の所定労働時間が正社員とほぼ同じ者	人	人
	短時間パート	正社員以外の労働者で、1日又は1週間の所定労働時間が正社員より短い者	人	人
	契約社員	特定職種に従事し専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約している者	人	人
	嘱託社員	定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し雇用している者	人	人
	出向社員	他の企業より出向契約に基づき働いている者(出向元に籍を置いているかどうかは問わない)	人	人
	派遣社員	労働者派遣法に基づき派遣元事業主(いわゆる派遣会社)から派遣されて就業している者	人	人
	臨時的労働者	臨時的に又は日々雇用している者	人	人
	その他の労働者	上記以外の労働者 その雇用形態を具体的に記入してください。 []	人	人

3. 育児のための両立支援制度について

- (1) 就業規則に育児休業制度(注1)が規定されていますか。また、利用状況はどうですか。該当する番号を選び、平成24年(暦年、会計年度いずれか)における実績をご記入ください。

規定の有無		平成24年実績			
ある	ない	利用の対象となった人数		利用した人数	
1	2	男性 (配偶者出産者数)	女性 (本人出産者数)	男性	女性
		人	人	人	人

- (2) 育児休業制度を利用した人の取得日数の内訳を記入してください。

取得日数	1ヶ月未満	1ヶ月～ 3ヶ月未満	3ヶ月～ 6ヶ月未満	6ヶ月～ 12ヶ月未満	12ヶ月～ 14ヶ月未満	14ヶ月以上
男性の取得者	人	人	人	人	人	人
女性の取得者	人	人	人	人	人	人

- (3) 育児休業制度の導入及び運用においてどのような課題がありますか。該当する番号を選び○で囲んでください。(複数回答可)

1	代替要員の人材確保が難しい
2	休職者が復帰した際の代替要員の処遇が難しい
3	利用者が少ない
4	企業の経済的負担が大きい
5	休業取得後、復職する者が少ない
6	復職時における休職者の能力が低下している
7	その他()
8	問題点はない

- (4) 育児休業制度の他に育児に関する支援制度を定めている場合、どのような制度がありますか。該当する番号を選び○で囲んでください。(複数回答可)

01	勤務時間短縮制度
02	フレックスタイム制度
03	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
04	経費の援助措置
05	再雇用制度
06	所定外労働の免除
07	転勤・配置転換の際の配慮
08	職業家庭両立推進者の選任
09	配偶者の出産休暇制度
10	子の看護休暇制度(注2)
11	事業所内託児所
12	育児休業中の社員に対する賃金・手当等の支給(公的給付を除く)
13	その他()
14	制度はない

(注1):「育児休業制度」とは、男女労働者が申し出ることにより、子が1歳(一定の場合には1歳6か月)に達するまでの間、休業できる制度です。労働基準法及び育児・介護休業法には、全ての事業所が就業規則に育児休業制度を規定するよう定められています。

(注2):「子の看護休暇制度」とは、小学校就学前の子を養育する労働者が、申し出ることにより、1年に5日まで、2人以上の場合は10日まで、病気・けがをした子の看護や子に予防接種・健康診断を受けさせるために休暇を取得することができる休暇制度です。事業主は、業務の繁忙等を理由に、子の看護休暇の申出を拒むことはできません。

4. 仕事と生活の調和【ワーク・ライフ・バランス】について

- (1)「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)(注1)」について、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。(経営者・管理者・人事担当者などどなたがお答えになっても構いません)

1	言葉も内容も知っている
2	聞いたことはあるが、内容は知らない
3	言葉も内容も知らない

(注1):「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」とは、「仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態」とされています。

- (2) 労働時間等(長時間労働の削減、労働時間短縮など)の課題について、労働者側・使用者側の話し合いの機会(注2)を設けていますか、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。

詳しくは、仕事と生活の調和推進HP(内閣府)
<http://www.cao.go.jp/wlb/index.html>を参照してください。

(注2):「話し合いの機会」には、プロジェクトチームの組織化、労働組合の定期協議の実施、労使懇談会の開催等を含みません。

1	話し合いの機会を設けている
2	話し合いの機会はないが、今後要望があった場合には対応する
3	現在、話し合いの機会はなく、今後については検討する
4	話し合いの機会はなく、今後も対応はしない
5	その他(具体的に)

- (3) 9月給与締め日前の1週間のうちで、週労働時間が60時間以上の労働者がいますか、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。また、いる場合には、その人数もご記入ください。

1	週労働時間60時間以上の労働者がいる	→ いる	正社員	人
2	いない		非正規社員	人

- (4) 「短時間正社員制度(注3)」について、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。(経営者・管理者・人事担当者などどなたがお答えになっても構いません)

(注3):「短時間正社員制度」とは、様々な制約によって、フルタイム勤務(長時間労働)で就業の継続ができなかった人や、就業の機会を得られなかった人たちの就業の継続を可能とし、就業の機会を与えることができる働き方です。
 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現するための1つの手段であるとともに、企業にとっては、優秀な人材の確保・有効活用を図ることが期待できます。

1	言葉も内容も知っている
2	聞いたことはあるが、内容は知らない
3	言葉も内容も知らない

- (5) 短時間正社員制度について該当する番号を選び、制度がある場合には平成24年(暦年、会計年度いずれか)における実績をご記入ください。

1	制度がある	→ ある	平成24年実績	
2	制度がない		短時間正社員	人

- (6) (5)で制度があると答えた事業所に伺います。どのような活用がありますか、該当する番号を選び○で囲んでください。(複数回答可)

(注4):「年次有給休暇」は、労働基準法に定められたもので、一定期間勤務した労働者に対して付与される有給の休暇のことです。
 労働基準法には、全ての事業所が就業規則に年次有給休暇制度を規定するよう定められています。

1	正社員から短時間正社員に一時的に移行する
2	正社員から短時間正社員に恒常的に移行する
3	パートから短時間正社員に恒常的に移行する
4	その他()

- (7) 年次有給休暇制度(注4)について就業規則に規定されていますか。また、利用状況はどうですか。該当する番号を選び、平成24年(暦年、会計年度いずれか)における実績をご記入ください。

(注5):非正規社員
 項目2の「事業所の労働者数」非正規社員の人数の最も多いもので記入してください。

	規定の有無		平成24年実績(注6)	
	ある	ない	一人当たり平均付与日数 (繰越分を除く)	一人当たり平均取得日数 (繰越分を含む)
正社員	1	2	日	日
非正規社員(注5)	1	2	日	日

(注6):計算の方法
 日数(付与または取得)の合計
 ÷ 当該人数(小数点第2位四捨五入)

- (8) 心の健康対策(メンタルヘルスケア)の取組みについて、該当する番号を全て選び○で囲んでください。(複数回答可)

(注7):「THP(トータル・ヘルスプロモーション・プラン)」とは、働く人の健康の保持増進に資するため、厚生労働省が推進しているプランです。
 詳しくは、中央労働災害防止協会HP
<http://www.jisha.or.jp/health/thp/index.html>を参照してください。

01	THP(注7)による心の健康づくりの実施
02	相談(カウンセリング)の実施
03	心の健康に関する調査の実施
04	定期健康診断における問診
05	講習会等による集団研修
06	人事労務担当者、健康管理担当者に対する研修
07	社内報・パンフレット等による啓発
08	スポーツ、レクリエーションの実施
09	その他()
10	特に実施していない

5. 高齢者の継続雇用について

- (1) 高齢者雇用確保措置(注1)について、どのような対応を行っていますか。該当する番号を選び○で囲んでください。

1	定年の引上げ
2	継続雇用制度(注2)の導入
3	定年の定め廃止
4	実施していない

- (2) 継続雇用制度を導入している場合、制度の利用状況の内訳を記入してください。平成24年(暦年、会計年度いずれか)における実績をご記入ください。

定年 到達者数	継続 雇用者数	退職者数	継続雇用を希 望したが採用さ れなかった人数	継続雇用を 希望しなかった 人数
			人	人
人	人	人	人	人

- (3) 改正高齢者雇用安定法の施行や老齢年金支給開始年齢の引き上げなどにより、高齢の従業員の増加が見込まれます。これにどのような対応を実施しますか。該当する番号を選び○で囲んでください。(複数回答可)

1	60歳までの従業員の賃金体系の見直し
2	60歳以降の従業員の賃金体系の見直し
3	60歳以降の従業員の労働条件の見直し
4	60歳以降の従業員が担当する仕事の確保
5	正社員の採用抑制
6	非正規社員の採用抑制
7	非正規社員の採用増加
8	その他()
9	実施しない

- (4) 高齢者を雇用することについてどのような課題がありますか。該当する番号を選び○で囲んでください。(複数回答可)

1	継続雇用後の処遇の決定が難しい
2	人件費負担が増す
3	若年者の採用を抑制せざるをえない
4	高齢社員を活用するノウハウの蓄積がない
5	能力や体力に個人差が大きく、会社にとって雇用に伴うリスクが高い
6	管理職社員の扱いが難しい
7	柔軟な思考・態度が期待できない
8	その他()
9	問題点はない

(注1):高齢者雇用安定法により、65歳までの安定した雇用を確保するため、①定年の引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止のいずれかの措置を実施することが平成18年4月から義務付けられています。

さらに、平成25年4月からは希望者全員を継続雇用制度の対象とすること等を定めた改正法が施行されました。

(注2):「継続雇用制度」とは、事業者が雇用している高齢者を希望に応じて定年後も引き続き雇用する制度です。定年後も退職の形をとらず継続して雇用する「勤務延長制度」と、退職後再び雇用する「再雇用制度」があります。

6. その他(アンケート)

- (1) 貴事業所において、活用したいデータはどのようなものですか、希望するすべての番号を○で囲んでください。

労働時間・ 休暇等	賃金	退職金 制度	非正規 労働者	高齢者 雇用	福利 厚生	メンタル ヘルス	ワーク・ライフ ・バランス	その他()	特になし
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10

- (2) 今回の労働環境等調査結果をまとめた報告書について、送付を希望しますか。(無料)

1	する	2	しない
---	----	---	-----

***** お忙しい中、御協力ありがとうございました *****

参 考 資 料

1	平成25年春季賃上げ要求・妥結状況	-----	29
2	平成25年夏季一時金要求・妥結状況	-----	30
3	平成25年年末一時金要求・妥結状況	-----	31

1 平成25年 春季賃上げ要求・妥結状況(栃木県労働政策課調べ)

(1) 産業別 要求・妥結状況(加重平均)

産 業	集計 組合数	妥結前 平均賃金	平均 年齢	平均勤 続年数	平成25年				平成24年	
					要 求		妥 結		妥 結	
					額	率	額	率	額	率
全産業平均	(労組) 101	(円) 293,515	(歳) 38.1	(年) 15.0	(円) 5,584	(%) 1.90	(円) 4,628	(%) 1.58	(円) 4,161	(%) 1.48
製造業	72	300,870	37.5	15.5	5,432	1.81	4,936	1.64	4,516	1.59
食料品・たばこ	3	292,645	41.9	17.9	6,900	2.36	3,477	1.19	4,336	1.79
繊維工業	2	X	X	X	X	X	X	X	X	X
木材・木製品	2	X	X	X	X	X	X	X	X	X
パルプ・紙	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X
化学工業	10	289,809	38.3	14.7	5,862	2.02	6,209	2.14	6,155	2.17
プラスチック	1	X	X	X	X	X	X	X	6,615	2.94
ゴム・皮革	4	292,593	38.4	14.9	5,556	1.90	5,305	1.81	5,477	1.81
窯業・土石	3	268,536	37.9	17.0	6,052	2.25	3,386	1.26	3,200	1.17
鉄鋼業	1	X	X	X	X	X	X	X	4,251	1.57
非鉄金属	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X
金属製品	3	238,523	38.3	14.0	3,997	1.68	2,679	1.12	1,779	0.71
機械器具	10	295,377	40.1	17.3	5,701	1.93	4,877	1.65	5,730	2.00
電気機器	11	293,192	39.5	17.2	2,715	0.93	2,689	0.92	4,894	1.70
情報通信機器	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
輸送用機器	19	313,947	39.2	16.1	6,147	1.96	5,708	1.82	3,922	1.38
その他の製造	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X
建設業	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス業・水道業	2	X	X	X	X	X	X	X	X	X
運輸業・郵便業	11	224,558	44.8	12.4	4,368	1.95	1,557	0.69	2,534	0.94
卸売業・小売業	8	283,839	40.0	15.2	6,545	2.31	3,982	1.40	2,227	0.79
金融業・保険業・不動産業	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X
学術研究・専門・技術サービス	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X
宿泊業・飲食サービス・娯楽業	0	—	—	—	—	—	—	X	2,791	0.92
教育・学習支援業・医療・福祉	3	270,862	37.4	9.8	7,062	2.61	5,472	2.02	5,235	2.00
複合サービス業・サービス業	3	263,565	37.0	14.6	6,551	2.49	4,618	1.75	5,028	1.96

※「X」は集計対象数が少ないため公表できない数値、「—」は数値が皆無または表示できないもの

(2) 企業規模別 要求・妥結状況(加重平均・単純平均)

企 業 規 模 (従 業 員 数)	組合数 (労組)	妥結前平均 賃金(円)	要 求		妥 結		平成24年妥結	
			額(円)	率(%)	額(円)	率(%)	額(円)	率(%)
1,000人以上	25	317,332 (306,565)	5,747 (5,205)	1.81 (1.70)	5,249 (4,711)	1.65 (1.54)	4,478 (4,753)	1.53 (1.63)
300~999人	31	260,988 (269,979)	5,328 (5,288)	2.04 (1.96)	3,689 (3,727)	1.41 (1.38)	3,787 (4,040)	1.39 (1.50)
300人未満	45	236,682 (236,887)	5,278 (5,596)	2.23 (2.36)	3,379 (3,567)	1.43 (1.51)	3,378 (3,520)	1.43 (1.48)
企 業 規 模 計	101	293,515 (264,291)	5,584 (5,405)	1.90 (2.05)	4,628 (3,899)	1.58 (1.48)	4,161 (3,964)	1.48 (1.53)

※()内は単純平均

2 平成25年 夏季一時金要求・妥結状況(栃木県労働政策課調べ)

(1) 産業別 要求・妥結状況(加重平均)

産 業	集計 労組数	妥結前 平均賃金	平均 年齢	平均 勤続 年数	平成25年				平成24年	
					要 求		妥 結		妥 結	
					額	月数	額	月数	額	月数
全産業平均	(労組) 143	(円) 291,980	(歳) 39.4	(年) 16.1	(円) 701,554	(月) 2.40	(円) 649,769	(月) 2.23	(円) 572,485	(月) 2.03
製造業	97	305,177	39.7	17.3	754,231	2.47	710,416	2.33	626,332	2.16
食料品・たばこ	3	282,033	42.1	18.0	559,831	1.98	475,443	1.69	378,214	1.58
繊維工業	3	276,068	39.7	18.6	502,075	1.82	474,568	1.72	—	—
木材・木製品	4	257,002	40.5	16.5	622,027	2.42	447,092	1.74	472,343	1.85
ハルブ・紙	3	286,233	39.1	17.4	753,327	2.63	669,818	2.34	X	X
化学工業	10	287,939	38.4	14.7	784,858	2.73	676,228	2.35	657,777	2.25
プラスチック	4	250,042	37.1	14.8	442,784	1.77	415,213	1.66	346,886	1.50
ゴム・皮革	5	292,442	38.9	16.0	728,742	2.49	712,252	2.44	702,419	2.34
窯業・土石	6	273,500	40.7	18.2	644,912	2.36	602,801	2.20	544,471	1.98
鉄鋼業	2	X	X	X	X	X	X	X	615,778	2.25
非鉄金属	4	313,008	41.3	19.7	656,302	2.10	540,549	1.73	577,075	1.98
金属製品	6	230,404	37.3	13.3	445,668	1.93	322,593	1.40	345,342	1.28
機械器具	11	287,869	39.1	15.6	567,611	1.97	501,446	1.74	554,338	1.88
電気機器	11	308,794	40.4	19.0	701,084	2.27	655,011	2.12	606,480	1.97
情報通信機器	0	—	—	—	—	—	—	—	X	X
輸送用機器	24	318,713	39.6	17.5	844,707	2.65	824,535	2.59	673,527	2.33
その他の製造	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X
建設業	2	X	X	X	X	X	X	X	X	X
電気・ガス業・水道業	2	X	X	X	X	X	X	X	758,240	2.68
運輸業、郵便業	13	205,746	43.6	11.9	537,959	2.61	397,432	1.93	469,926	1.71
卸売業、小売業	11	280,996	39.7	14.7	513,946	1.83	425,614	1.51	388,275	1.42
金融業、保険業、不動産業	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X
学術研究、専門・技術サービス	5	269,545	35.5	12.1	680,849	2.53	674,118	2.50	692,670	2.72
宿泊業、飲食サービス、娯楽業	0	—	—	—	—	—	—	—	236,431	0.85
教育、学習支援業、医療、福祉	5	274,558	37.5	10.0	591,933	2.16	556,911	2.03	534,441	2.03
複合サービス業、サービス業	7	246,392	36.1	13.3	560,811	2.28	522,382	2.12	486,079	2.08

※「X」は集計対象数が少ないため公表できない数値、「—」は数値が皆無または表示できないもの

(2) 企業規模別 要求・妥結状況(加重平均・単純平均)

企 業 規 模 (従 業 員 数)	組合数 (労組)	妥結前平均 賃金 (円)	要 求		妥 結		平成24年妥結	
			額(円)	月数	額(円)	月数	額(円)	月数
1,000人以上	38	310,385 (296,882)	770,056 (713,298)	2.48 (2.40)	739,231 (653,673)	2.38 (2.20)	630,167 (630,748)	2.14 (2.16)
300～999人	44	264,936 (269,798)	593,076 (624,400)	2.24 (2.31)	498,489 (536,870)	1.88 (1.99)	493,923 (518,661)	1.84 (1.93)
300人未満	61	235,918 (242,139)	510,039 (535,039)	2.16 (2.21)	420,736 (416,479)	1.78 (1.72)	438,355 (419,993)	1.80 (1.69)
企 業 規 模 計	143	291,980 (265,196)	701,554 (609,904)	2.40 (2.30)	649,769 (516,553)	2.23 (1.95)	572,485 (506,894)	2.03 (1.90)

※ () は単純平均

3 平成25年 年末一時金要求・妥結状況(栃木県労働政策課調べ)

(1) 産業別 要求・妥結状況(加重平均)

産 業	集計 労組数	妥結前 平均賃金	平均 年齢	平均 勤続 年数	平成25年				平成24年	
					要求		妥結		妥結	
					額	月数	額	月数	額	月数
全産業平均	(労組) 134	(円) 292,099	(歳) 39.2	(年) 16.1	(円) 740,400	(月) 2.53	(円) 686,055	(月) 2.35	(円) 625,405	(月) 2.20
製造業	94	305,257	39.6	17.3	766,059	2.51	719,106	2.36	677,546	2.25
食料品・たばこ	4	273,364	41.5	16.6	622,577	2.28	507,351	1.86	414,456	1.74
繊維工業	3	275,529	39.9	18.5	549,329	1.99	504,921	1.83	X	X
木材・木製品	4	256,336	40.4	16.5	625,621	2.44	453,648	1.77	464,765	1.82
パルプ・紙	3	286,233	39.1	17.4	755,368	2.64	671,304	2.35	707,143	2.50
化学工業	9	293,548	39.0	15.2	761,061	2.59	711,447	2.42	626,832	2.15
プラスチック	4	248,666	36.9	14.6	442,912	1.78	409,068	1.65	345,955	1.53
ゴム・皮革	5	291,324	38.6	15.7	726,617	2.49	713,150	2.45	695,299	2.35
窯業・土石	5	276,793	40.6	18.6	644,099	2.33	621,643	2.25	585,302	2.15
鉄鋼業	2	X	X	X	X	X	X	X	616,113	2.24
非鉄金属	4	313,746	41.2	19.7	665,990	2.12	558,506	1.78	577,187	1.98
金属製品	5	232,795	37.1	13.6	507,503	2.18	412,444	1.77	502,675	2.09
機械器具	9	291,536	39.6	15.9	631,179	2.17	469,578	1.61	489,490	1.67
電気機器	11	308,426	40.4	19.0	695,634	2.26	606,398	1.97	674,131	2.19
情報通信機器	0	—	—	—	—	—	—	—	X	X
輸送用機器	25	317,251	39.6	17.5	851,871	2.69	835,550	2.63	744,318	2.39
その他の製造	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X
建設業	2	X	X	X	X	X	X	X	X	X
電気・ガス業・水道業	3	282,645	35.8	12.6	736,197	2.60	747,528	2.64	769,962	2.73
運輸業、郵便業	9	202,199	42.6	12.4	662,130	3.27	495,885	2.45	432,395	2.17
卸売業、小売業	8	268,511	38.9	13.1	626,366	2.33	531,390	1.98	501,326	1.91
金融業、保険業、不動産業	2	X	X	X	X	X	X	X	X	X
学術研究、専門・技術サービス	5	269,545	35.4	12.1	680,849	2.53	674,118	2.50	593,441	2.36
宿泊業、飲食サービス、娯楽業	0	—	—	—	—	—	—	—	344,583	1.44
教育、学習支援業、医療、福祉	4	288,663	37.6	10.2	868,157	3.01	843,392	2.92	758,848	2.89
複合サービス業、サービス業	7	243,386	35.4	13.6	653,490	2.68	602,966	2.48	627,887	2.42

※「X」は集計対象数が少ないため公表できない数値、「—」は数値が皆無または表示できないもの

(2) 企業規模別 要求・妥結状況(加重平均・単純平均)

企 業 規 模 (従 業 員 数)	組合数 (労組)	妥結前平均 賃金 (円)	要 求		妥 結		平成24 妥 結	
			額(円)	月数	額(円)	月数	額(円)	月数
1,000人以上	39	309,420	798,829	2.58	762,533	2.46	692,706	2.32
		297,750	(737,744)	(2.48)	(667,749)	(2.24)	(631,056)	(2.17)
300～999人	41	265,339	654,883	2.47	559,786	2.11	519,774	1.99
		275,712	(662,402)	(2.40)	(585,042)	(2.12)	(541,292)	(2.04)
300人未満	54	236,815	543,482	2.29	459,793	1.94	424,309	1.78
		240,794	(551,758)	(2.29)	(444,632)	(1.85)	(422,683)	(1.77)
企 業 規 模 計	134	292,099	740,400	2.53	686,055	2.35	625,405	2.20
		268,055	(639,742)	(2.39)	(552,530)	(2.06)	(516,953)	(1.98)

※ ()内は単純平均

平成25年 栃木の労働環境事情

平成 26年 3月 発行

発行者 〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20
栃木県産業労働観光部労働政策課
TEL : 028-623-3217
FAX : 028-623-3225
E-mail : rousei@pref.tochigi.lg.jp